

伊丹市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前																
<p>○ 基本計画の名称：伊丹市中心市街地活性化基本計画</p> <p>○ 作成主体：兵庫県伊丹市</p> <p>○ 計画期間：平成 28 年 4 月～<u>令和 4 年 3 月 (6 年)</u></p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域</p> <p>[1] 位置 略</p> <p>[2] 区域 略</p> <p>[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 件</th> <th>説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 号要件</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第 2 号要件</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第 3 号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</td> <td>以下の点から、中心市街地の発展は伊丹市全域及び周辺地域にとって有効である。 ① ～ ② 略 <u>③伊丹市産業振興ビジョン (平成 28 年度～<u>令和 2 年度</u>) における位置づけ</u> 伊丹市産業振興ビジョンでは、主要施策として「魅力ある商業の振興 II. 商店街活性化事業の振興」の中で重要施策に位置づけている。 ④ 略 ○市全体への波及効果 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>[1] 中心市街地活性化の目標 略</p> <p>[2] 計画期間の考え方 計画期間は、平成 28 年度 (平成 28 年 4 月) から事業の効果が現れると見込まれる<u>令和 3 年度 (令和 4 年 3 月)</u>の<u>6 年</u>とし、その最終年度である<u>令和 3 年度</u>を目標年次とする。</p> <p>[3] 目標指標の設定の考え方 中心市街地活性化の 3 つの目標のもと、下記に示すとおり目標ごとに数値目標を掲げる。 (1) ～ (3) 略</p> <p>■具体的な目標値の考え方</p> <p>目標 1 「歩いて楽しい、文化の香り高い郷町 (まち) なか」実現のための数値目標</p> <p><u>①中心市街地内における文化施設 (8 施設) 利用者数</u> 本市の中心市街地には、市民が気軽に芸術・文化活動に参加できるよう、音楽、演劇などのホールを始め、美術館や工芸センターなど多くの文化施設が集積している。その文化施設を住民や来街者が身近に感じ、触れることがで</p>	要 件	説 明	第 1 号要件	略	第 2 号要件	略	第 3 号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	以下の点から、中心市街地の発展は伊丹市全域及び周辺地域にとって有効である。 ① ～ ② 略 <u>③伊丹市産業振興ビジョン (平成 28 年度～<u>令和 2 年度</u>) における位置づけ</u> 伊丹市産業振興ビジョンでは、主要施策として「魅力ある商業の振興 II. 商店街活性化事業の振興」の中で重要施策に位置づけている。 ④ 略 ○市全体への波及効果 略	<p>○ 基本計画の名称：伊丹市中心市街地活性化基本計画</p> <p>○ 作成主体：兵庫県伊丹市</p> <p>○ 計画期間：平成 28 年 4 月～<u>平成 33 年 3 月 (5 年)</u></p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域</p> <p>[1] 位置 略</p> <p>[2] 区域 略</p> <p>[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 件</th> <th>説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 号要件</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第 2 号要件</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第 3 号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</td> <td>以下の点から、中心市街地の発展は伊丹市全域及び周辺地域にとって有効である。 ① ～ ② 略 <u>③伊丹市産業振興ビジョン (平成 28 年度～<u>32 年度</u>) における位置づけ</u> 伊丹市産業振興ビジョンでは、主要施策として「魅力ある商業の振興 II. 商店街活性化事業の振興」の中で重要施策に位置づけている。 ④ 略 ○市全体への波及効果 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>[1] 中心市街地活性化の目標 略</p> <p>[2] 計画期間の考え方 計画期間は、平成 28 年度 (平成 28 年 4 月) から事業の効果が現れると見込まれる<u>平成 32 年度 (平成 33 年 3 月)</u>の<u>5 年</u>とし、その最終年度である<u>平成 32 年度</u>を目標年次とする。</p> <p>[3] 目標指標の設定の考え方 中心市街地活性化の 3 つの目標のもと、下記に示すとおり目標ごとに数値目標を掲げる。 (1) ～ (3) 略</p> <p>■具体的な目標値の考え方</p> <p>目標 1 「歩いて楽しい、文化の香り高い郷町 (まち) なか」実現のための数値目標</p> <p><u>①中心市街地内における文化施設 (8 施設) 利用者数</u> 本市の中心市街地には、市民が気軽に芸術・文化活動に参加できるよう、音楽、演劇などのホールを始め、美術館や工芸センターなど多くの文化施設が集積している。その文化施設を住民や来街者が身近に感じ、触れることがで</p>	要 件	説 明	第 1 号要件	略	第 2 号要件	略	第 3 号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	以下の点から、中心市街地の発展は伊丹市全域及び周辺地域にとって有効である。 ① ～ ② 略 <u>③伊丹市産業振興ビジョン (平成 28 年度～<u>32 年度</u>) における位置づけ</u> 伊丹市産業振興ビジョンでは、主要施策として「魅力ある商業の振興 II. 商店街活性化事業の振興」の中で重要施策に位置づけている。 ④ 略 ○市全体への波及効果 略
要 件	説 明																
第 1 号要件	略																
第 2 号要件	略																
第 3 号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	以下の点から、中心市街地の発展は伊丹市全域及び周辺地域にとって有効である。 ① ～ ② 略 <u>③伊丹市産業振興ビジョン (平成 28 年度～<u>令和 2 年度</u>) における位置づけ</u> 伊丹市産業振興ビジョンでは、主要施策として「魅力ある商業の振興 II. 商店街活性化事業の振興」の中で重要施策に位置づけている。 ④ 略 ○市全体への波及効果 略																
要 件	説 明																
第 1 号要件	略																
第 2 号要件	略																
第 3 号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	以下の点から、中心市街地の発展は伊丹市全域及び周辺地域にとって有効である。 ① ～ ② 略 <u>③伊丹市産業振興ビジョン (平成 28 年度～<u>32 年度</u>) における位置づけ</u> 伊丹市産業振興ビジョンでは、主要施策として「魅力ある商業の振興 II. 商店街活性化事業の振興」の中で重要施策に位置づけている。 ④ 略 ○市全体への波及効果 略																

きるということは、まちなかの魅力であり、都心としての機能の重要な要素である。しかし、文化や教育などの都市ブランドイメージの高い都市に転出される方も多く見られることから、本市の都市イメージを高めることは重要である。

そこで、“歩いて楽しい、文化の香り高い郷町(まち)なか”を実現するため、前計画に引き続き、中心市街地内の文化施設を活用した「『読む・書く・話す・聞く』ことば文化都市伊丹」特区事業などの積極的な取り組みを行い、まちなかにおける様々な文化活動を充実させる。

特に、平成24年に新しく整備された「ことば蔵」については、図書館機能だけでなく、市民の憩いや安らぎのある交流空間を充実させ、人と人とがふれあい、語り合い、学べる交流機能と、伊丹ならではの歴史・文化の情報発信機能を備え、郷町の歴史・文化を発信・体感できる機能が整備され、交流センターとして、幅広い活用のできる、まちなかの中核施設として機能している。

また、中心市街地の文化施設で「清酒発祥の地」にふさわしく、「酒」などの統一テーマを設けてイベント内容を連携して統一したPRパンフレットの作成、チラシ・ポスターの作成など連携を行う。それに加え、中心市街地の飲食店・商店等と連携するなど、回遊性の向上と文化施設入場者の増加を目指す。

これらの事業等を実施することにより、伊丹市の新たな都市イメージの発信・定着・確立を図るため、「文化施設利用者数の増加」を数値目標として設定する。

目的地が点にとどまっていたりイベントの実施が周知されておらず来訪機会自体を失っていたりという現状があり、それを回遊に発展させることが重要である。前計画で整備した公共施設(ハード)を核として、イベントによる集客、他文化との融合(美術館と図書館、酒文化や飲食店と図書館など)で魅力の向上というこれまでにない取り組みをすることで実現していく。前計画でことば蔵を整備して以降、利用者数が伸びており、伊丹市中心市街地では公的施設の活用余地が大きく、利用者数を指標とすることで回遊の向上度合いを計測できる。

なお、8文化施設とは中心市街地に存する 1. いたみホール(文化会館)、2. アイフォニックホール(音楽ホール)、3. アイホール(演劇ホール)、4. 工芸センター、5. 柿衛文庫、6. 美術館、7. 郷町館(旧岡田家住宅・酒蔵、旧石橋家)、8. 図書館(ことば蔵)を指す。

きるということは、まちなかの魅力であり、都心としての機能の重要な要素である。しかし、文化や教育などの都市ブランドイメージの高い都市に転出される方も多く見られることから、本市の都市イメージを高めることは重要である。

そこで、“歩いて楽しい、文化の香り高い郷町(まち)なか”を実現するため、前計画に引き続き、中心市街地内の文化施設を活用した「『読む・書く・話す・聞く』ことば文化都市伊丹」特区事業などの積極的な取り組みを行い、まちなかにおける様々な文化活動を充実させる。

特に、平成24年に新しく整備された「ことば蔵」については、図書館機能だけでなく、市民の憩いや安らぎのある交流空間を充実させ、人と人とがふれあい、語り合い、学べる交流機能と、伊丹ならではの歴史・文化の情報発信機能を備え、郷町の歴史・文化を発信・体感できる機能が整備され、交流センターとして、幅広い活用のできる、まちなかの中核施設として機能している。

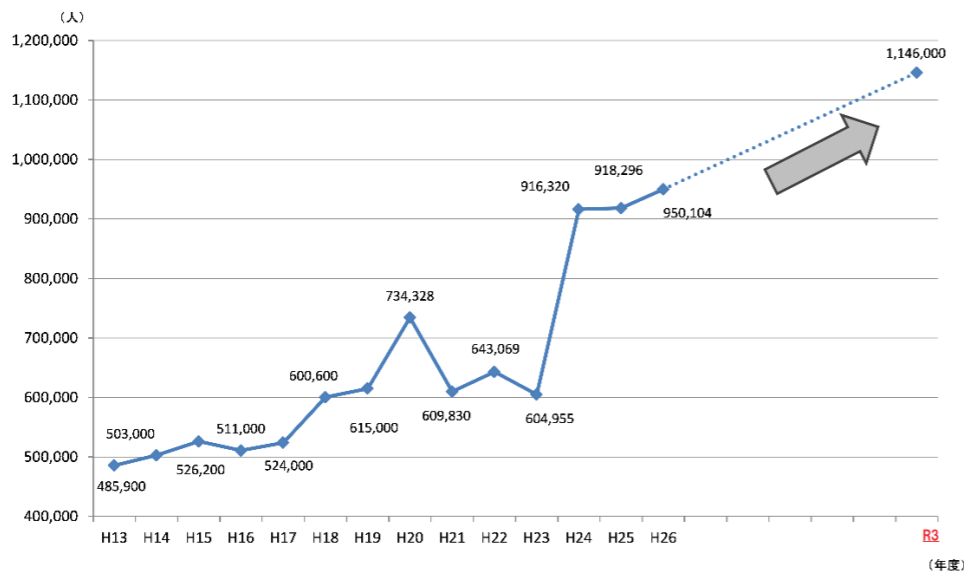
また、中心市街地の文化施設で「清酒発祥の地」にふさわしく、「酒」などの統一テーマを設けてイベント内容を連携して統一したPRパンフレットの作成、チラシ・ポスターの作成など連携を行う。それに加え、中心市街地の飲食店・商店等と連携するなど、回遊性の向上と文化施設入場者の増加を目指す。

これらの事業等を実施することにより、伊丹市の新たな都市イメージの発信・定着・確立を図るため、「文化施設利用者数の増加」を数値目標として設定する。

目的地が点にとどまっていたりイベントの実施が周知されておらず来訪機会自体を失っていたりという現状があり、それを回遊に発展させることが重要である。前計画で整備した公共施設(ハード)を核として、イベントによる集客、他文化との融合(美術館と図書館、酒文化や飲食店と図書館など)で魅力の向上というこれまでにない取り組みをすることで実現していく。前計画でことば蔵を整備して以降、利用者数が伸びており、伊丹市中心市街地では公的施設の活用余地が大きく、利用者数を指標とすることで回遊の向上度合いを計測できる。

なお、8文化施設とは中心市街地に存する 1. いたみホール(文化会館)、2. アイフォニックホール(音楽ホール)、3. アイホール(演劇ホール)、4. 工芸センター、5. 柿衛文庫、6. 美術館、7. 郷町館(旧岡田家住宅・酒蔵、旧石橋家)、8. 図書館(ことば蔵)を指す。

★文化施設(8施設)利用者数
950,104人(平成26年度) → 1,146,000人(令和3年度)

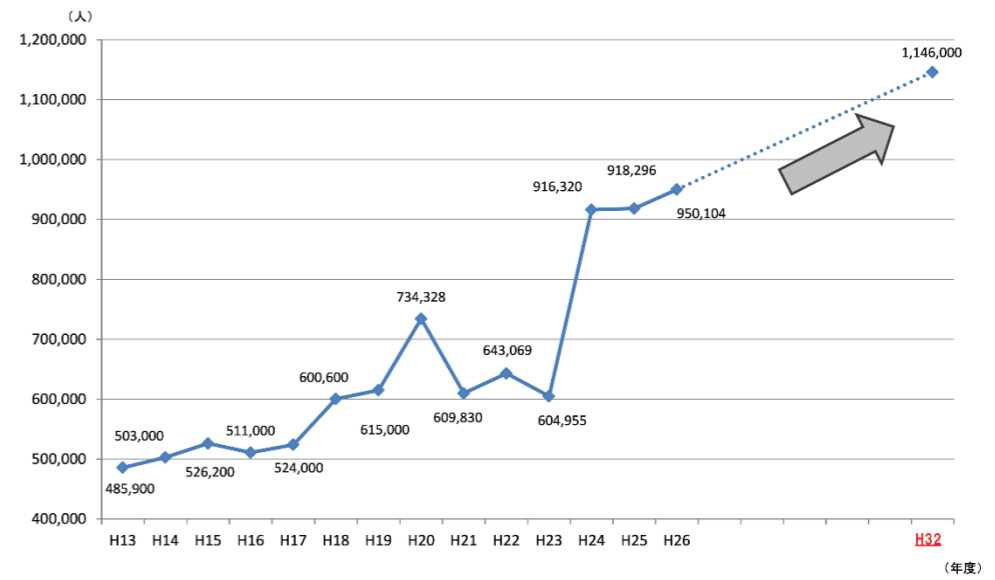


【文化施設利用者数の推移】 (資料：伊丹市調べ)

数値設定の考え方

設定する目標値については、平成26年度で中心市街地文化施設には、950,104人の入込客数があり、これは市全

★文化施設(8施設)利用者数
950,104人(平成26年度) → 1,146,000人(平成32年度)



【文化施設利用者数の推移】 (資料：伊丹市調べ)

数値設定の考え方

設定する目標値については、平成26年度で中心市街地文化施設には、950,104人の入込客数があり、これは市全

体の人口を約 20 万人で考えると、年に約 5 回、中心市街地の文化施設を訪れていることになるが、これを年約 6 回（2 カ月に 1 回）、訪れることを目標とする。この計画期間の **6 年間で現在の 950,104 人から 200,000 人が約 6 回訪れると想定し、前計画で設定した 1,146,000 人の入場者を数値目標として設定する。**

設定する数値目標の根拠としては以下の 3 つの利用者増期待値により設定する。

- ア. 「図書館交流事業」による利用者増
- イ. 各文化施設の連携強化等による利用者増
- ウ. 総合的な取組みによる利用者増

ア. 「図書館交流事業」による利用者増

市立図書館「ことば蔵」は、「ことば文化都市伊丹」の拠点として、図書館の利用者数は、平成 26 年度において約 387,800 人、交流センターの利用者数は、約 6,200 人（合計約 394,000 人）であった。新計画においては、図書館交流事業として、「まちゼミ」をはじめ、フォーラム、講座（大人向けの学習塾、英語学校など）、ビブリオバトル（人に読ませたい本のプレゼン大会）、帯ワングランプリ（自分だけのオリジナル帯を作成し、競う大会）など、さらに中心市街地の活性化に寄与する事業や他の施設と連携して回遊性を図る事業なども市民とともに実施していく。交流事業においては、地下多目的室（ホール）において来場者 100 人規模の催しを月 2 回開催し、1 階交流スペースでは来場者 50 人規模の催しを週 1 回実施する。また、1 階ギャラリースペースにおいて、来場者 1 日 20 人規模の展示を年間 40 週実施する。

ことば蔵近辺で開催される大規模イベントとの連携では宮前まつり 28,000 人、花火大会 75,000 人、クリスマスまち灯り 24,400 人、伊丹まちなかバル 22,700 人のうち、イベントの相互 PR などにより、20%の方を図書館へ誘導する。

具体的に新たに展開する事業として、各イベントの開催前にちなんだ催しをことば蔵で実施し、イベント自体の PR、集客を図る。そして、開催日にはことば蔵 1 階交流スペース等でイベントにまつわる展示やスタンプラリーを実施するなどを行い、回遊を図る。

● 交流事業による利用者増

$$100 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} \times 12 \text{ 月} + 50 \text{ 人} \times 52 \text{ 週} + 20 \text{ 人} \times 6 \text{ 日} \times 40 \text{ 週} \\ + (28,000 \text{ 人} + 75,000 \text{ 人} + 24,400 \text{ 人} + 22,700 \text{ 人}) \times 20\% \cong 40,000 \text{ 人}$$

イ. 各文化施設の連携強化等による利用者増

中心市街地には個性的な文化施設が現存していることから、これらの連携強化による利用者増を図る。平成 22 年度に市制 70 周年事業として実施した共通パンフレットの作成、共通テーマによるイベントや展示の実施などの PR 活動を展開した結果、図書館以外の 8 施設で約 643,000 人（当時は美術ギャラリーが含まれていたため、この約 33,000 人の利用者を差し引くと約 610,000 人）の利用者があった。これは、平成 26 年度の図書館以外の 7 施設の利用者約 556,000 人を 54,000 人上回っており、こういった共同 PR を実施することにより、年間約 54,000 人の利用者増を目指す。

$$\bullet \quad 54,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 年} = 54,000 \text{ 人}$$

ウ. 情報発信など環境整備や総合的な取組みによる利用者増

本計画では、単に文化施設を見るだけでなく、Wi-Fi 整備や駐輪場整備など来街者が回遊しやすい環境を整備し、実際のまちなかで体験していただくことによる賑わいを目指す。また、今後も魅力あるイベントの展開や、工芸センターでのジュエリー作成や俳句の吟行など体験型イベントを開催し、本市まちなかの魅力を味わい、リピーターとして訪れていただけるような仕組みづくりもすることにより、さらなる利用者の増を図っていく。

こういった総合的な取組みをすることにより、PTA アンケート結果にある「ホールなどの文化施設での催しが分からない」「まちなかのイベント等の実施日などが分からない」という両回答の合計割合約 11%の方が文化施設を訪れてもらえるよう、目標値とする。

体の人口を約 20 万人で考えると、年に約 5 回、中心市街地の文化施設を訪れていることになるが、これを年約 6 回（2 カ月に 1 回）、訪れることを目標とする。この計画期間の **5 年間で現在の 950,104 人から 200,000 人が約 6 回訪れると想定し、前計画で設定した 1,146,000 人の入場者を数値目標として設定する。**

設定する数値目標の根拠としては以下の 3 つの利用者増期待値により設定する。

- ア. 「図書館交流事業」による利用者増
- イ. 各文化施設の連携強化等による利用者増
- ウ. 総合的な取組みによる利用者増

ア. 「図書館交流事業」による利用者増

市立図書館「ことば蔵」は、「ことば文化都市伊丹」の拠点として、図書館の利用者数は、平成 26 年度において約 387,800 人、交流センターの利用者数は、約 6,200 人（合計約 394,000 人）であった。新計画においては、図書館交流事業として、「まちゼミ」をはじめ、フォーラム、講座（大人向けの学習塾、英語学校など）、ビブリオバトル（人に読ませたい本のプレゼン大会）、帯ワングランプリ（自分だけのオリジナル帯を作成し、競う大会）など、さらに中心市街地の活性化に寄与する事業や他の施設と連携して回遊性を図る事業なども市民とともに実施していく。交流事業においては、地下多目的室（ホール）において来場者 100 人規模の催しを月 2 回開催し、1 階交流スペースでは来場者 50 人規模の催しを週 1 回実施する。また、1 階ギャラリースペースにおいて、来場者 1 日 20 人規模の展示を年間 40 週実施する。

ことば蔵近辺で開催される大規模イベントとの連携では宮前まつり 28,000 人、花火大会 75,000 人、クリスマスまち灯り 24,400 人、伊丹まちなかバル 22,700 人のうち、イベントの相互 PR などにより、20%の方を図書館へ誘導する。

具体的に新たに展開する事業として、各イベントの開催前にちなんだ催しをことば蔵で実施し、イベント自体の PR、集客を図る。そして、開催日にはことば蔵 1 階交流スペース等でイベントにまつわる展示やスタンプラリーを実施するなどを行い、回遊を図る。

● 交流事業による利用者増

$$100 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} \times 12 \text{ 月} + 50 \text{ 人} \times 52 \text{ 週} + 20 \text{ 人} \times 6 \text{ 日} \times 40 \text{ 週} \\ + (28,000 \text{ 人} + 75,000 \text{ 人} + 24,400 \text{ 人} + 22,700 \text{ 人}) \times 20\% \cong 40,000 \text{ 人}$$

イ. 各文化施設の連携強化等による利用者増

中心市街地には個性的な文化施設が現存していることから、これらの連携強化による利用者増を図る。平成 22 年度に市制 70 周年事業として実施した共通パンフレットの作成、共通テーマによるイベントや展示の実施などの PR 活動を展開した結果、図書館以外の 8 施設で約 643,000 人（当時は美術ギャラリーが含まれていたため、この約 33,000 人の利用者を差し引くと約 610,000 人）の利用者があった。これは、平成 26 年度の図書館以外の 7 施設の利用者約 556,000 人を 54,000 人上回っており、こういった共同 PR を実施することにより、年間約 54,000 人の利用者増を目指す。

$$\bullet \quad 54,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 年} = 54,000 \text{ 人}$$

ウ. 情報発信など環境整備や総合的な取組みによる利用者増

本計画では、単に文化施設を見るだけでなく、Wi-Fi 整備や駐輪場整備など来街者が回遊しやすい環境を整備し、実際のまちなかで体験していただくことによる賑わいを目指す。また、今後も魅力あるイベントの展開や、工芸センターでのジュエリー作成や俳句の吟行など体験型イベントを開催し、本市まちなかの魅力を味わい、リピーターとして訪れていただけるような仕組みづくりもすることにより、さらなる利用者の増を図っていく。

こういった総合的な取組みをすることにより、PTA アンケート結果にある「ホールなどの文化施設での催しが分からない」「まちなかのイベント等の実施日などが分からない」という両回答の合計割合約 11%の方が文化施設を訪れてもらえるよう、目標値とする。

$$\bullet 950,104 \text{ 人} \times 11/100 \approx 104,000 \text{ 人}$$

以上ア～ウを合計すると、計画期間内に約 198,000 人の中心市街地内文化施設利用者数の増加が見込まれることから、既存施設の利用者 950,104 人にこれを加えた、約 1,146,000 人を目標値として設定する。

$$\bullet 950,104 \text{ 人} + 40,000 \text{ 人} + 54,000 \text{ 人} + 104,000 \text{ 人} \approx 1,146,000 \text{ 人}$$

なお、計画の終期は当初設定していた令和 2 年度（令和 3 年 3 月）から令和 3 年度（令和 4 年 3 月）へ変更されたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとする。

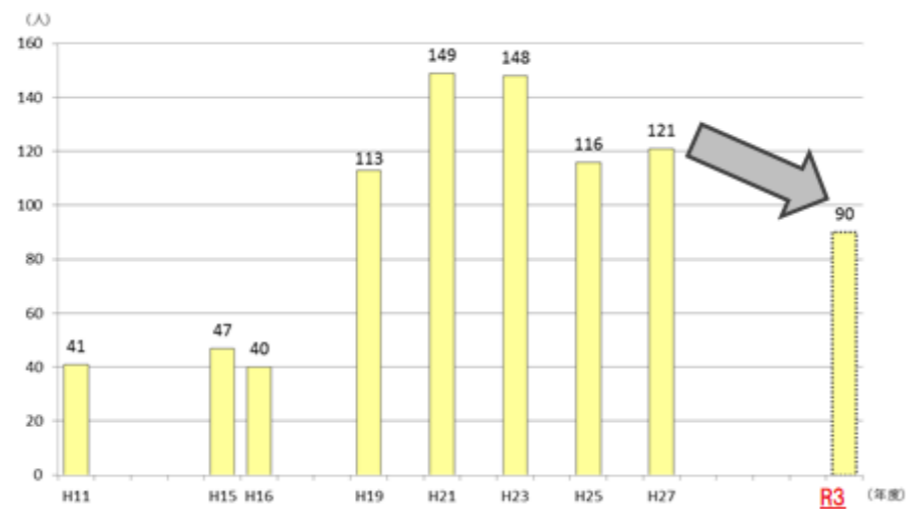
その理由は、文化施設が外出自粛要請等の新型コロナウイルス感染症の影響を色濃く受けたことから、目標達成に資する事業の進捗に支障が生じているが、このことを受け、令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による各種事業において感染症対策の基盤を整備し、令和 3 年度にも引き続き、「新しい生活様式」等に対応しながら、目標達成に資する事業を推進していくためである。

目標 2 「まちの魅力を高め、訪れたい郷町（まち）なか」 実現のための数値目標

①中心市街地の空き店舗数

“まちの魅力を高め、訪れたい郷町（まち）なか”を実現するため、本市の大きな課題である中心市街地での空き店舗の増加（前計画策定時 113 店舗（目標値 78 店舗）が平成 24 年 146 店舗に増加。平成 27 年 121 店舗。）に歯止めをかけ、魅力ある店舗の新規出店を支援し、商業者を育成するなど、中心市街地の商業活動を活発にさせることにより、「空き店舗数の減少」を数値目標とする。

★中心市街地空き店舗数
121 店舗（平成 27 年度） → 90 店舗（令和 3 年度）



【空き店舗数の推移】 ※昭和 63 年は 34 店舗

数値設定の考え方

この計画期間の 6 年間で、まずは増加傾向にある空き店舗数の減少に転じ、現況の 121 店舗から 90 店舗にすることを数値目標とする。設定する数値目標の根拠としては以下の 3 つの根拠により設定する。

$$\bullet 950,104 \text{ 人} \times 11/100 \approx 104,000 \text{ 人}$$

以上ア～ウを合計すると、計画期間内に約 198,000 人の中心市街地内文化施設利用者数の増加が見込まれることから、既存施設の利用者 950,104 人にこれを加えた、約 1,146,000 人を目標値として設定する。

$$\bullet 950,104 \text{ 人} + 40,000 \text{ 人} + 54,000 \text{ 人} + 104,000 \text{ 人} \approx 1,146,000 \text{ 人}$$

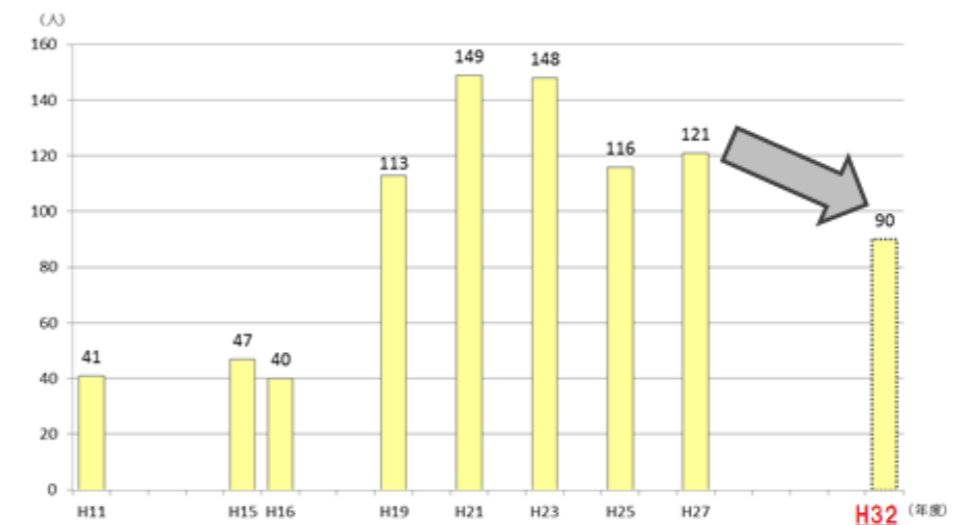
新規追加

目標 2 「まちの魅力を高め、訪れたい郷町（まち）なか」 実現のための数値目標

①中心市街地の空き店舗数

“まちの魅力を高め、訪れたい郷町（まち）なか”を実現するため、本市の大きな課題である中心市街地での空き店舗の増加（前計画策定時 113 店舗（目標値 78 店舗）が平成 24 年 146 店舗に増加。平成 27 年 121 店舗。）に歯止めをかけ、魅力ある店舗の新規出店を支援し、商業者を育成するなど、中心市街地の商業活動を活発にさせることにより、「空き店舗数の減少」を数値目標とする。

★中心市街地空き店舗数
121 店舗（平成 27 年度） → 90 店舗（平成 32 年度）



【空き店舗数の推移】 ※昭和 63 年は 34 店舗

数値設定の考え方

この計画期間の 5 年間で、まずは増加傾向にある空き店舗数の減少に転じ、現況の 121 店舗から 90 店舗にすることを数値目標とする。設定する数値目標の根拠としては以下の 3 つの根拠により設定する。

- ア. 過去からの傾向が続いた場合に発生する空き店舗数の推計
- イ. 平成 28 年度～令和 3 年度に実施する空き店舗対策事業での新規出店店舗数
- ウ. 「空き店舗出店促進事業補助制度」による新規出店店舗数

ア. 過去からの傾向（空き店舗の増加）が続いたと想定した場合の空き店舗数

中心市街地の空き店舗数は、後継者不足などにより、昭和 63 年の 34 店舗から、平成 27 年には 121 店舗に増加した。この 28 年間で 3 倍以上、87 店舗増加している。平均すると 1 年間で 3 店舗の増加であり、このまま空き店舗対策を実施しない場合、過去からの傾向は続くと考えられる。

$$\bullet \text{ 過去からの傾向による空き店舗増加数 } 3 \text{ 店舗/年} \times \underline{6} \text{ 年} = 15 \text{ 店舗}$$

イ. 平成 28 年度～令和 3 年度に実施する空き店舗リノベーション事業など空き店舗対策事業での新規出店店舗数
「空き店舗リノベーション事業」などを実施することにより、新規出店を促す。これまで過去に 2 回「チャレンジショップ」を実施し、2 店舗が中心市街地で出店した。また、「創業塾」受講生も 1 店舗が出店している。それぞれ年に 1 回実施することにより、2 店舗の新規出店を見込む。また、「空き店舗リノベーション」など新たな施策を実施することにより、新規出店を年 3 店舗見込む。空き店舗リノベーションでは店舗だけでなく、保育施設としての活用にも取り組んでいく。

$$\bullet \text{ 空き店舗対策事業による新規出店数 } 5 \text{ 店舗/年} \times \underline{6} \text{ 年} = 25 \text{ 店舗}$$

ウ. 「空き店舗出店促進事業補助制度」による新規出店店舗数

従前にあった「商業振興特定誘致地区補助制度」を活用して過去に 12 店舗（年平均 2.4 店舗）の出店実績があった。今回、新たに「空き店舗出店促進事業補助制度」を活用することで、この 6 年間で 20 店舗の出店を見込む。また、制度を最大限に活用するため、まちづくり会社等による積極的なオーナーとの折衝や、新計画においてアンケートを実施した不動産業者との連携を図っていく。

$$\bullet \text{ 空き店舗出店促進事業補助制度による新規出店数 } 4 \text{ 店舗/年 (平均)} \times \underline{6} \text{ 年} = 20 \text{ 店舗}$$

以上のア～ウを加除すると計画期間内に、空き店舗増加が 15 店舗、空き店舗減少が 45 店舗で、30 店舗の減少が見込まれることから、平成 26 年 121 店舗から 30 店舗を引いた約 90 店舗を目標値として設定する。

$$\bullet 121 \text{ 店舗} - 30 \text{ 店舗} = 91 \text{ 店舗} \approx 90 \text{ 店舗}$$

【令和 3 年 3 月変更時の状況】

令和 2 年度フォローアップでは、目標指標「中心市街地空き店舗数」の目標値 90 店舗に対し、最新値 126 店舗の状況であり、基準値を下回っている。基準値を下回った要因は商店主の高齢化、後継者不足等による閉店、廃業が増加したことに加え、主要事業である「空き店舗出店促進事業」を活用した出店が新型コロナウイルス感染症の影響により激減したことによるもの。

それを受け、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和 2 年度には、事業所等賃料補助事業、キャッシュレス決済ポイント還元事業、市内飲食店のテイクアウト・デリバリー支援事業等を行うことにより、個人事業主等への家賃支援を含む事業継続や雇用維持等及び「新しい生活様式」等への対応を図った。

そして、令和 3 年度からは主要事業「空き店舗出店促進事業」に代わる以下の事業を追加することで、目標指標

- ア. 過去からの傾向が続いた場合に発生する空き店舗数の推計
- イ. 平成 28 年度～32 年度に実施する空き店舗対策事業での新規出店店舗数
- ウ. 「空き店舗出店促進事業補助制度」による新規出店店舗数

ア. 過去からの傾向（空き店舗の増加）が続いたと想定した場合の空き店舗数

中心市街地の空き店舗数は、後継者不足などにより、昭和 63 年の 34 店舗から、平成 27 年には 121 店舗に増加した。この 28 年間で 3 倍以上、87 店舗増加している。平均すると 1 年間で 3 店舗の増加であり、このまま空き店舗対策を実施しない場合、過去からの傾向は続くと考えられる。

$$\bullet \text{ 過去からの傾向による空き店舗増加数 } 3 \text{ 店舗/年} \times \underline{5} \text{ 年} = 15 \text{ 店舗}$$

イ. 平成 28 年度～32 年度に実施する空き店舗リノベーション事業など空き店舗対策事業での新規出店店舗数
「空き店舗リノベーション事業」などを実施することにより、新規出店を促す。これまで過去に 2 回「チャレンジショップ」を実施し、2 店舗が中心市街地で出店した。また、「創業塾」受講生も 1 店舗が出店している。それぞれ年に 1 回実施することにより、2 店舗の新規出店を見込む。また、「空き店舗リノベーション」など新たな施策を実施することにより、新規出店を年 3 店舗見込む。空き店舗リノベーションでは店舗だけでなく、保育施設としての活用にも取り組んでいく。

$$\bullet \text{ 空き店舗対策事業による新規出店数 } 5 \text{ 店舗/年} \times \underline{5} \text{ 年} = 25 \text{ 店舗}$$

ウ. 「空き店舗出店促進事業補助制度」による新規出店店舗数

従前にあった「商業振興特定誘致地区補助制度」を活用して過去に 12 店舗（年平均 2.4 店舗）の出店実績があった。今回、新たに「空き店舗出店促進事業補助制度」を活用することで、この 5 年間で 20 店舗の出店を見込む。また、制度を最大限に活用するため、まちづくり会社等による積極的なオーナーとの折衝や、新計画においてアンケートを実施した不動産業者との連携を図っていく。

$$\bullet \text{ 空き店舗出店促進事業補助制度による新規出店数 } 4 \text{ 店舗/年 (平均)} \times \underline{5} \text{ 年} = 20 \text{ 店舗}$$

以上のア～ウを加除すると計画期間内に、空き店舗増加が 15 店舗、空き店舗減少が 45 店舗で、30 店舗の減少が見込まれることから、平成 26 年 121 店舗から 30 店舗を引いた約 90 店舗を目標値として設定する。

$$\bullet 121 \text{ 店舗} - 30 \text{ 店舗} = 91 \text{ 店舗} \approx 90 \text{ 店舗}$$

新規追加

「中心市街地空き店舗数」の達成を目指す。

・(仮称)創業支援補助事業(事業内容:中心市街地をはじめとした、市内で創業する者に対し、新たに構えた事業所等の賃借料の一部を補助し創業者の負担を軽減することで、創業を促進し、本市産業の振興及び雇用の創出を図る。)

・コワーキング開設支援事業:(事業内容:中心市街地をはじめとした、市内で起業家等を対象としたコワーキングスペースを新たに開設する事業者等に対し、経費の一部を補助することで、起業拠点を創出するとともに、テレワーク・副業等の多様な働き方に対応する。)

・(仮称)空き店舗情報バンク・マッチング事業(事業内容:中心市街地内の空き店舗情報を所有者や不動産業界の協力を得て一元化、新規出店希望者に向けて情報発信する。)

・商店街再編事業(事業内容:中心市街地内の、兵庫県のまちなか再生計画に基づく再編対象店舗の移転、開業に伴う経費の内、移転費を補助することにより、まちづくりと一体となった商店街再編を支援する。)

加えて、令和2年度には、国土交通省による、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の許可基準の緩和を活用し、中心市街地内の「伊丹中央サンロード商店街」と「伊丹酒蔵通り協議会」においてテラス営業を実施した。令和3年度も、柔軟で効果的な公共空間の活用を引き続き検討していく。

なお、上記の通り対応することから、計画の終期については、当初設定していた令和2年度(令和3年3月)から令和3年度(令和4年3月)へ変更されたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとする。

②2軸における歩行者・自転車通行量(休日10時間の5ポイントの総和)

「まちの魅力を高め、訪れたい郷町(まち)なか」という目標については、歩行者・自転車通行量が定期的なフォローアップによる検証もでき、市民にも理解されやすい指標である。

山もなく、比較的フラットな地形である本市は自転車を通行手段とする方が多く、市バス等、公共交通機関も整備されているため、まちなかを回遊される方は自転車や歩行者が多い。東西南北4極とそれを結ぶ2軸の活性化に努めてきた本市としては、引き続き東西軸、南北軸の2軸で、休日の通行量の増加を図っていくことで、中心市街地全体の回遊性の向上、活性化を目指していく。南の極や阪急伊丹駅前では平成5年調査時に比べ、大幅に通行量が減少している。これは空き店舗の増加などで商店街の魅力が減少したことに加え、イオンモールの来場者や増加しているJRの乗降客などを取り込めず、回遊性が不足していたことが原因と考えられる。

そこで、“まちの魅力を高め、訪れたい郷町(まち)なか”を実現するため、魅力的な歩行者空間の整備、訪れなくなる飲食店・商店等の出店の促進支援策、新図書館・交流センターの活用・既存文化施設の連携、また新しい発見があるイベントの開催等を行うことにより、にぎわいを創出するため、東西の中央伊丹線、南北の宮ノ前線の「2軸における休日の歩行者・自転車通行量(2軸5ポイントの総和)」を数値目標として設定する。

★2軸における歩行者・自転車通行量(休日10時間の5ポイントの総和)
35,719人(平成26年度) → 41,000人(令和3年度)

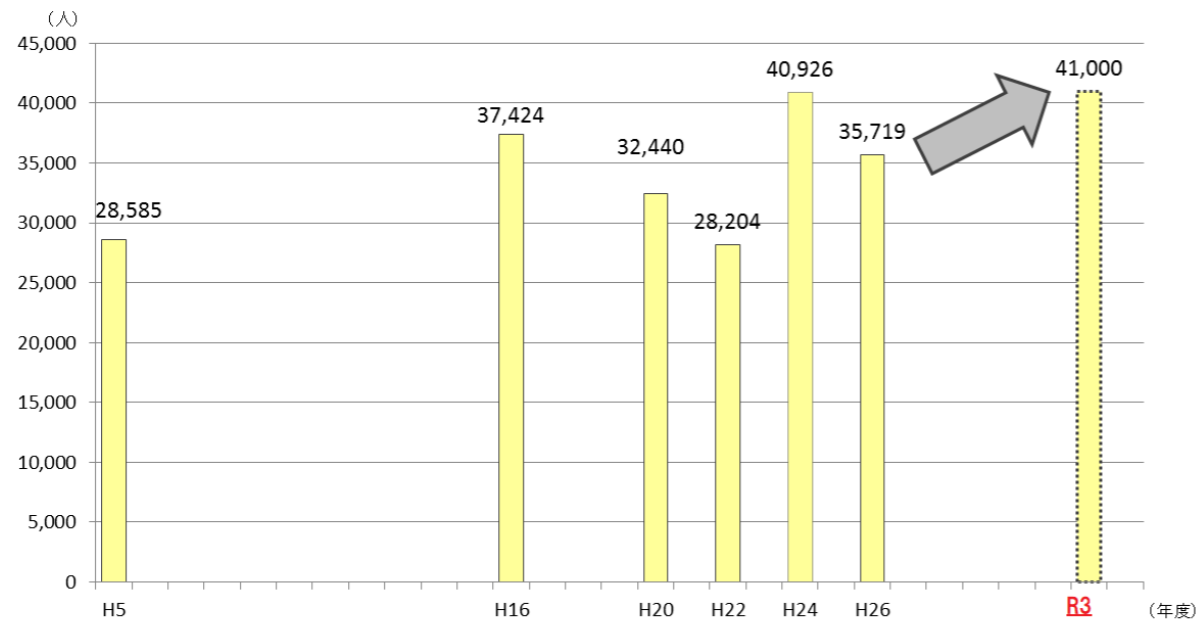
②2軸における歩行者・自転車通行量(休日10時間の5ポイントの総和)

「まちの魅力を高め、訪れたい郷町(まち)なか」という目標については、歩行者・自転車通行量が定期的なフォローアップによる検証もでき、市民にも理解されやすい指標である。

山もなく、比較的フラットな地形である本市は自転車を通行手段とする方が多く、市バス等、公共交通機関も整備されているため、まちなかを回遊される方は自転車や歩行者が多い。東西南北4極とそれを結ぶ2軸の活性化に努めてきた本市としては、引き続き東西軸、南北軸の2軸で、休日の通行量の増加を図っていくことで、中心市街地全体の回遊性の向上、活性化を目指していく。南の極や阪急伊丹駅前では平成5年調査時に比べ、大幅に通行量が減少している。これは空き店舗の増加などで商店街の魅力が減少したことに加え、イオンモールの来場者や増加しているJRの乗降客などを取り込めず、回遊性が不足していたことが原因と考えられる。

そこで、“まちの魅力を高め、訪れたい郷町(まち)なか”を実現するため、魅力的な歩行者空間の整備、訪れなくなる飲食店・商店等の出店の促進支援策、新図書館・交流センターの活用・既存文化施設の連携、また新しい発見があるイベントの開催等を行うことにより、にぎわいを創出するため、東西の中央伊丹線、南北の宮ノ前線の「2軸における休日の歩行者・自転車通行量(2軸5ポイントの総和)」を数値目標として設定する。

★2軸における歩行者・自転車通行量(休日10時間の5ポイントの総和)
35,719人(平成26年度) → 41,000人(平成32年度)



【2軸における歩行者・自転車通行量（休日10時間5ポイントの総和）の推移】

（資料：伊丹市調べ）

数値設定の考え方

本市の中心市街地で商店街、文化施設等を散策されるのは、おおむね歩行者・自転車利用の方である。特に南北軸のすし善前（次頁②）と東西軸の阪急伊丹駅東（次頁③）の2ポイントにおいては、平成26年度調査では平成5年度に比べて、大幅な減少であり、これと連動するように空き店舗も増加している。

また、東西軸のニトリ南側（下図④）アリオ前のポイント（下図⑤）の通行量の増加については、店舗誘致による魅力ある店舗の出店や様々なソフト事業展開によるところであるが、中心市街地全体を回遊しているとは言えず、来場者を十分取り込めていないという現状がある。

宮ノ前（下図①）については、前計画で整備した図書館（ことば蔵）への来館者等により増加しているが、さらに交流事業の充実などにより、歩行者・自転車通行量の増を図る。

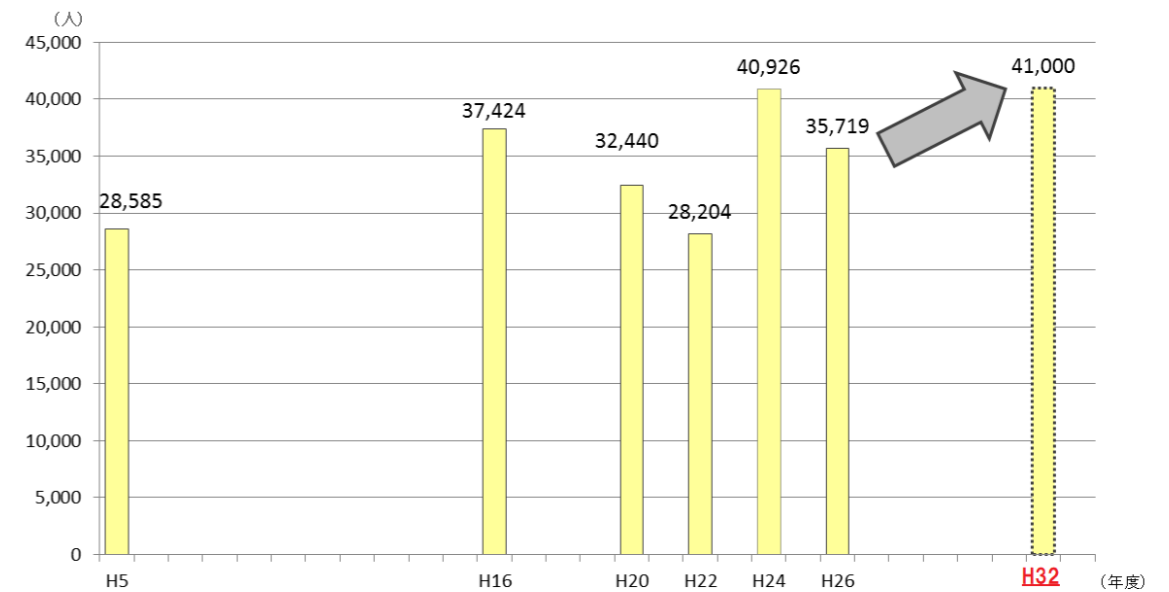
そのため、歩行者・自転車通行量が減少しているすし善前と阪急伊丹駅東の2ポイントを震災前で商店街等の販売額が多かった平成6年（歩行者・自転車通行量調査は平成5年10月）の数値（12,234人）に回復することを目標とする。すなわち、2ポイントの歩行者・自転車通行量（休日の総和）において平成26年度の10,508人を5年後には1,726人増加させ、平成5年当時の12,234人とする。

また、歩行者・自転車通行量が増加しているニトリ南側とアリオ前においては、イオンモール伊丹テラスとの連携事業やイベントとのタイアップ、定住人口の増加などにより、2ポイントでさらに2,060人の歩行者・自転車通行量の増加を目指す。同じく増加している宮ノ前のポイントでは交流事業の活発化やイベントとのPR連携などにより、約1,500人の歩行者・自転車通行量の増加を目指す。

これにより、休日5ポイントの総和として、平成26年度調査時35,719人から5,281人増加の約41,000人を目指す。

設定する数値目標の根拠としては以下の3つの歩行者・自転車通行量増の期待値により設定する。

- ア. 各種事業による歩行者・自転車通行量増
- イ. 定住人口増による歩行者・自転車通行量増
- ウ. 総合的な取組みによる歩行者・自転車通行量増



【2軸における歩行者・自転車通行量（休日10時間5ポイントの総和）の推移】

（資料：伊丹市調べ）

数値設定の考え方

本市の中心市街地で商店街、文化施設等を散策されるのは、おおむね歩行者・自転車利用の方である。特に南北軸のすし善前（次頁②）と東西軸の阪急伊丹駅東（次頁③）の2ポイントにおいては、平成26年度調査では平成5年度に比べて、大幅な減少であり、これと連動するように空き店舗も増加している。

また、東西軸のニトリ南側（下図④）アリオ前のポイント（下図⑤）の通行量の増加については、店舗誘致による魅力ある店舗の出店や様々なソフト事業展開によるところであるが、中心市街地全体を回遊しているとは言えず、来場者を十分取り込めていないという現状がある。

宮ノ前（下図①）については、前計画で整備した図書館（ことば蔵）への来館者等により増加しているが、さらに交流事業の充実などにより、歩行者・自転車通行量の増を図る。

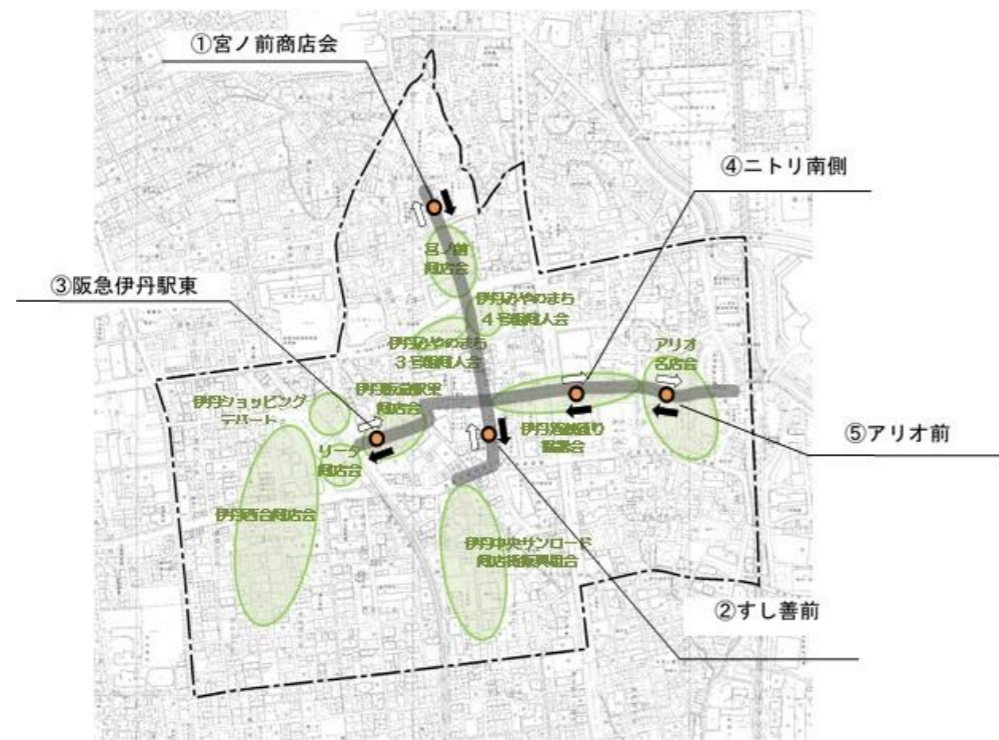
そのため、歩行者・自転車通行量が減少しているすし善前と阪急伊丹駅東の2ポイントを震災前で商店街等の販売額が多かった平成6年（歩行者・自転車通行量調査は平成5年10月）の数値（12,234人）に回復することを目標とする。すなわち、2ポイントの歩行者・自転車通行量（休日の総和）において平成26年度の10,508人を5年後には1,726人増加させ、平成5年当時の12,234人とする。

また、歩行者・自転車通行量が増加しているニトリ南側とアリオ前においては、イオンモール伊丹テラスとの連携事業やイベントとのタイアップ、定住人口の増加などにより、2ポイントでさらに2,060人の歩行者・自転車通行量の増加を目指す。同じく増加している宮ノ前のポイントでは交流事業の活発化やイベントとのPR連携などにより、約1,500人の歩行者・自転車通行量の増加を目指す。

これにより、休日5ポイントの総和として、平成26年度調査時35,719人から5,281人増加の約41,000人を目指す。

設定する数値目標の根拠としては以下の3つの歩行者・自転車通行量増の期待値により設定する。

- ア. 各種事業による歩行者・自転車通行量増
- イ. 定住人口増による歩行者・自転車通行量増
- ウ. 総合的な取組みによる歩行者・自転車通行量増



【調査ポイント5箇所】

ア. 各種事業による歩行者・自転車通行量増

(1) 空き店舗対策事業等による歩行者・自転車通行量増

空き店舗が増加している中心市街地で、空き店舗事業等を実施することにより空き店舗 10 店舗（事業等により 25 店舗解消—過去からの傾向 15 店舗増）の解消を目指し、1 日に 1,000 人（事業者ヒアリングによる：1 店舗につき 100 人）歩行者・自転車通行量の増加が期待される。

$$\bullet 100 \text{ 人} \times 10 \text{ 店舗} = 1,000 \text{ 人}$$

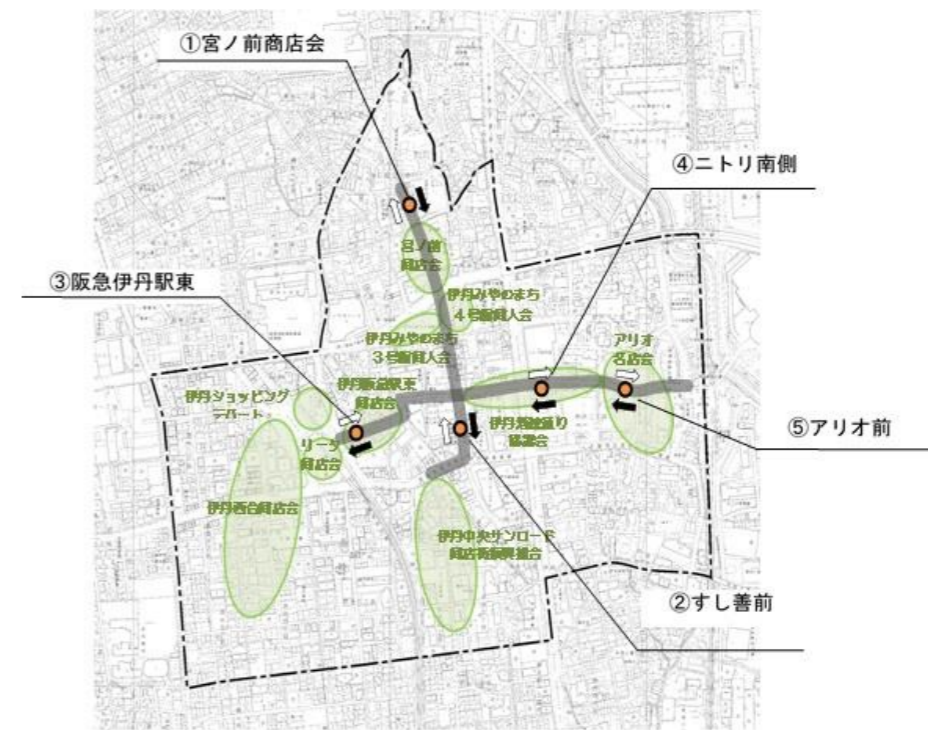
(2) 空き店舗出店促進事業補助制度を活用した出店促進による歩行者・自転車通行量増

空き店舗出店促進事業補助制度を活用し、魅力のある飲食店等の出店を促進し、歩行者・自転車通行量の増加を図る。この 6 年間で 20 店舗新規出店すると 1 店舗につき 1 日 100 人（現在までの飲食店出店者ヒアリングによる）の来店者が見込まれる。

$$\bullet 100 \text{ 人} \times 20 \text{ 店舗} = 2,000 \text{ 人}$$

(3) 三軒寺前広場等を活用したイベントの開催による歩行者・自転車通行量増

歩行者優先道路の 2 軸が交差する三軒寺前広場を整備し、イベントがしやすい設えとなっている。この三軒寺前広場等を活用し、毎週末に中心市街地でイベントを実施するなど回数を増加させることにより、歩行者・自転車通行量の増を見込む。イベントについては、蔵まつり・伊丹郷屋台村のように数万人規模の来場者があるもの、フリーマーケット・イタミ朝マルシェのように千人規模のもの、地場野菜の朝市など百人規模のものなど、大小さまざまなイベントがあるため、平均して 1 日 500 人の来場者を見込み、来場者への割引券の配布など商店街との連携、ことば蔵とのタイアップ、イベントでのスタンプラリーの導入など回遊性を図り、全ポイントそれぞれに 30%の回遊を見込む。



【調査ポイント5箇所】

ア. 各種事業による歩行者・自転車通行量増

(1) 空き店舗対策事業等による歩行者・自転車通行量増

空き店舗が増加している中心市街地で、空き店舗事業等を実施することにより空き店舗 10 店舗（事業等により 25 店舗解消—過去からの傾向 15 店舗増）の解消を目指し、1 日に 1,000 人（事業者ヒアリングによる：1 店舗につき 100 人）歩行者・自転車通行量の増加が期待される。

$$\bullet 100 \text{ 人} \times 10 \text{ 店舗} = 1,000 \text{ 人}$$

(2) 空き店舗出店促進事業補助制度を活用した出店促進による歩行者・自転車通行量増

空き店舗出店促進事業補助制度を活用し、魅力のある飲食店等の出店を促進し、歩行者・自転車通行量の増加を図る。この 5 年間で 20 店舗新規出店すると 1 店舗につき 1 日 100 人（現在までの飲食店出店者ヒアリングによる）の来店者が見込まれる。

$$\bullet 100 \text{ 人} \times 20 \text{ 店舗} = 2,000 \text{ 人}$$

(3) 三軒寺前広場等を活用したイベントの開催による歩行者・自転車通行量増

歩行者優先道路の 2 軸が交差する三軒寺前広場を整備し、イベントがしやすい設えとなっている。この三軒寺前広場等を活用し、毎週末に中心市街地でイベントを実施するなど回数を増加させることにより、歩行者・自転車通行量の増を見込む。イベントについては、蔵まつり・伊丹郷屋台村のように数万人規模の来場者があるもの、フリーマーケット・イタミ朝マルシェのように千人規模のもの、地場野菜の朝市など百人規模のものなど、大小さまざまなイベントがあるため、平均して 1 日 500 人の来場者を見込み、来場者への割引券の配布など商店街との連携、ことば蔵とのタイアップ、イベントでのスタンプラリーの導入など回遊性を図り、全ポイントそれぞれに 30%の回遊を見込む。

$$500 \text{ 人} \times 30\% \times 5 \text{ ポイント} = 750 \text{ 人}$$

● 750 人（イベントの開催による一日平均の効果）

イ. 定住人口増による歩行者・自転車通行量

中心市街地の人口は総合戦略の伊丹創生人口ビジョンによると、平成 22 年から 26 年で 1,334 人増加している。これは、本市の中心市街地がまちなみ景観など住環境の良さ、交通アクセス性の高さなどにより、人口の伸びにつながっていると考えられる。同時期において市全体でみると、1,453 人の人口増加となっており、そのうちの中心市街地の割合を計算すると約 91.8%となる。

平成 27 年 10 月に策定した伊丹創生総合戦略では、様々な事業に取り組むことにより、平成 28 年から **令和 2 年**の 5 年間に市全体で 1,864 人の人口増加を目標設定している。これまでの人口推移の割合から計算して中心市街地では 1,710 人の人口増加を目標として設定する。

新たに中心市街地に居住する人の徒歩・自転車利用の割合を約 80%（※平成 27 年度実施 PTA アンケート調査より抽出分析）とし、快適な歩行空間を創出することで 1 世帯 3.3 人（平成 26 年度住宅市場動向調査による分譲マンション平均居住人数）のうち夫婦など 2 人が買物、通勤等で居住地から目的地を往復すると想定する。

$$1,710 \text{ 人/日} \times 80\% \times 2 \text{ 人} / 3.3 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} \approx 1,660 \text{ 人/日}$$

● 約 1,660 人

ウ. 総合的な取り組みによる歩行者・自転車通行量増

阪急伊丹駅東やすし善前のポイントでは平成 5 年調査時に比べ、歩行者・自転車通行量が減少している。これは空き店舗の増加などで商店街の魅力が減少したことに加え、イオンモール伊丹テラスの来場者や増加している JR 伊丹駅の乗降客などを取り込むことができなかったことが原因と考えられる。そこで、回遊性の向上を図るため、良好な景観形成に配慮した安全・安心・快適な歩行者道路の整備、文化施設の相互連携、共同キャンペーンなど大規模店舗との連携事業、スタンプラリーの実施、ボランティアガイドなどまち衆による PR 事業など総合的な取り組みにより、約 600 人の歩行者・自転車通行量増加を見込む。

● 約 600 人（総合的な取り組みによる）

以上ア～ウを合計すると、計画期間内に約 6,000 人の通行量の増加が見込まれることから、平成 26 年度歩行者・自転車通行量 35,719 人にこれを加えた、約 41,000 人を目標値として設定する。

● 35,719 人 + 6,000 人 = 41,000 人

なお、計画の終期は当初設定していた令和 2 年度（令和 3 年 3 月）から令和 3 年度（令和 4 年 3 月）へ変更されたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとする。

その理由は、通行量が外出自粛要請等の新型コロナウイルス感染症の影響を色濃く受けたことから、目標達成に資する事業の進捗に支障が生じているが、このことを受け、令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による各種事業において感染症対策の基盤を整備し、令和 3 年度にも引き続き、「新しい生活様式」等に対応しながら、目標達成に資する事業を推進していくためである。

目標 3 「もてなし心のある、住みたい郷町（まち）なか」 実現のための数値目標

①中心市街地の居住人口増

$$500 \text{ 人} \times 30\% \times 5 \text{ ポイント} = 750 \text{ 人}$$

● 750 人（イベントの開催による一日平均の効果）

イ. 定住人口増による歩行者・自転車通行量

中心市街地の人口は総合戦略の伊丹創生人口ビジョンによると、平成 22 年から 26 年で 1,334 人増加している。これは、本市の中心市街地がまちなみ景観など住環境の良さ、交通アクセス性の高さなどにより、人口の伸びにつながっていると考えられる。同時期において市全体でみると、1,453 人の人口増加となっており、そのうちの中心市街地の割合を計算すると約 91.8%となる。

平成 27 年 10 月に策定した伊丹創生総合戦略では、様々な事業に取り組むことにより、平成 28 年から **32 年**の 5 年間に市全体で 1,864 人の人口増加を目標設定している。これまでの人口推移の割合から計算して中心市街地では 1,710 人の人口増加を目標として設定する。

新たに中心市街地に居住する人の徒歩・自転車利用の割合を約 80%（※平成 27 年度実施 PTA アンケート調査より抽出分析）とし、快適な歩行空間を創出することで 1 世帯 3.3 人（平成 26 年度住宅市場動向調査による分譲マンション平均居住人数）のうち夫婦など 2 人が買物、通勤等で居住地から目的地を往復すると想定する。

$$1,710 \text{ 人/日} \times 80\% \times 2 \text{ 人} / 3.3 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} \approx 1,660 \text{ 人/日}$$

● 約 1,660 人

ウ. 総合的な取り組みによる歩行者・自転車通行量増

阪急伊丹駅東やすし善前のポイントでは平成 5 年調査時に比べ、歩行者・自転車通行量が減少している。これは空き店舗の増加などで商店街の魅力が減少したことに加え、イオンモール伊丹テラスの来場者や増加している JR 伊丹駅の乗降客などを取り込むことができなかったことが原因と考えられる。そこで、回遊性の向上を図るため、良好な景観形成に配慮した安全・安心・快適な歩行者道路の整備、文化施設の相互連携、共同キャンペーンなど大規模店舗との連携事業、スタンプラリーの実施、ボランティアガイドなどまち衆による PR 事業など総合的な取り組みにより、約 600 人の歩行者・自転車通行量増加を見込む。

● 約 600 人（総合的な取り組みによる）

以上ア～ウを合計すると、計画期間内に約 6,000 人の通行量の増加が見込まれることから、平成 26 年度歩行者・自転車通行量 35,719 人にこれを加えた、約 41,000 人を目標値として設定する。

● 35,719 人 + 6,000 人 = 41,000 人

新規追加

目標 3 「もてなし心のある、住みたい郷町（まち）なか」 実現のための数値目標

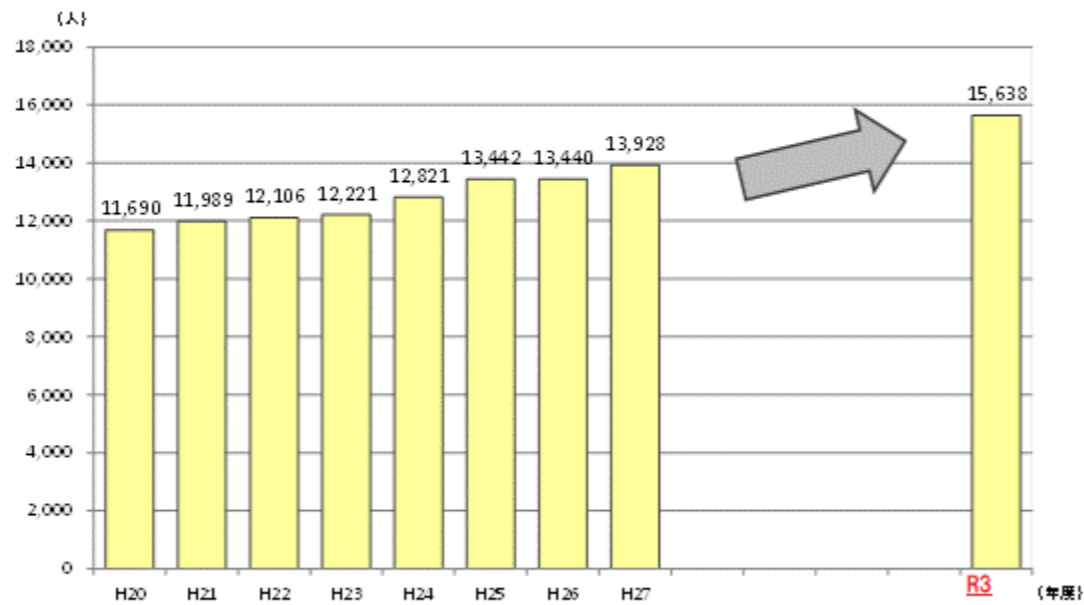
①中心市街地の居住人口増

“もてなし心のある、住みたい郷町（まち）なか”という目標については、中心市街地の居住人口が、平成 27 年 10 月に策定した「伊丹創生総合戦略」とも連動しており、定期的なフォローアップによる検証もでき、市民にも理解されやすい指標である。

子どもや高齢者などに対して、安全が守られるまちを構築することは日常的に安心して暮らすための基盤である。そのため、安全の質を高めることは重要である。安全で住みやすいまちであることを市内外に発信して人々を惹きつけるとともに「住みたい」「住み続けたい」「住んでみたい」と思う人を増やすことで、持続的なまちの発展につなげる。

前述したように中心市街地の人口については平成 22 年から 26 年に市全体で増加した人口のうち割合を計算すると約 91.8%が中心市街地分であると考えられる。伊丹創生総合戦略で平成 27 年から **令和 2 年**に市全体で 1,864 人の人口増を目標としていることから、上記の割合で計算して中心市街地で 1,710 人の居住人口増加を目標として設定する。

★中心市街地における居住人口
平成 27 年 13,928 人 → 15,638 人 (**令和 3 年**)



【中心市街地における居住人口の推移】 (資料：伊丹市調べ)

数値設定の考え方

この計画期間の **6** 年間で中心市街地の居住人口を 1,710 人増加することを数値目標とする。設定する数値目標の根拠としては、以下の 3 つの根拠により設定する。

- ア. 住宅関連事業による居住人口増
- イ. 保育施設整備等による居住人口増
- ウ. 安全・安心のまちづくり等総合的な取組みによる居住人口増

ア. 住宅関連事業による居住人口増

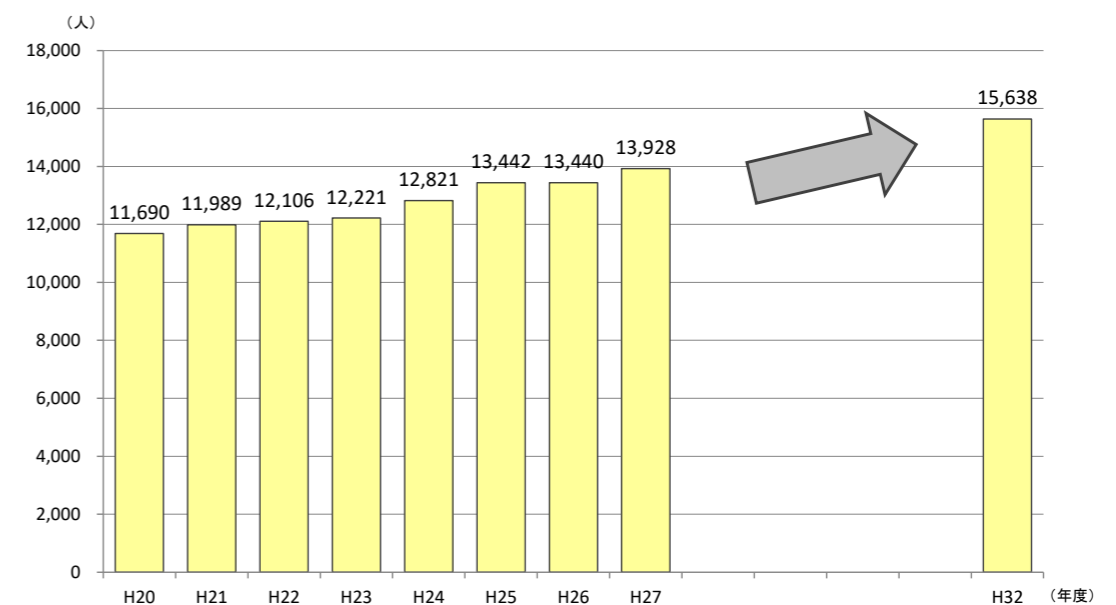
平成 28 年度に予定されている分譲マンション建設事業（宮ノ前 2 丁目、伊丹 1 丁目、伊丹 3 丁目、西台 1 丁目、西台 3 丁目）により、390 人の増加が期待される。内訳は、5 地域の分譲マンションを合わせた 119 戸に対し、国土交通省が示している分譲マンションに住んでおられる 1 世帯あたりの平均居住人数 3.3 人（平成 26 年度住宅市場動

“もてなし心のある、住みたい郷町（まち）なか”という目標については、中心市街地の居住人口が、平成 27 年 10 月に策定した「伊丹創生総合戦略」とも連動しており、定期的なフォローアップによる検証もでき、市民にも理解されやすい指標である。

子どもや高齢者などに対して、安全が守られるまちを構築することは日常的に安心して暮らすための基盤である。そのため、安全の質を高めることは重要である。安全で住みやすいまちであることを市内外に発信して人々を惹きつけるとともに「住みたい」「住み続けたい」「住んでみたい」と思う人を増やすことで、持続的なまちの発展につなげる。

前述したように中心市街地の人口については平成 22 年から 26 年に市全体で増加した人口のうち割合を計算すると約 91.8%が中心市街地分であると考えられる。伊丹創生総合戦略で平成 27 年から **平成 32 年**に市全体で 1,864 人の人口増を目標としていることから、上記の割合で計算して中心市街地で 1,710 人の居住人口増加を目標として設定する。

★中心市街地における居住人口
平成 27 年 13,928 人 → 15,638 人 (**平成 32 年**)



【中心市街地における居住人口の推移】 (資料：伊丹市調べ)

数値設定の考え方

この計画期間の **5** 年間で中心市街地の居住人口を 1,710 人増加することを数値目標とする。設定する数値目標の根拠としては、以下の 3 つの根拠により設定する。

- ア. 住宅関連事業による居住人口増
- イ. 保育施設整備等による居住人口増
- ウ. 安全・安心のまちづくり等総合的な取組みによる居住人口増

ア. 住宅関連事業による居住人口増

平成 28 年度に予定されている分譲マンション建設事業（宮ノ前 2 丁目、伊丹 1 丁目、伊丹 3 丁目、西台 1 丁目、西台 3 丁目）により、390 人の増加が期待される。内訳は、5 地域の分譲マンションを合わせた 119 戸に対し、国土交通省が示している分譲マンションに住んでおられる 1 世帯あたりの平均居住人数 3.3 人（平成 26 年度住宅市場動

向調査より) を用い、119 戸と掛け合わせた約 390 人の増加を見込む。

また、平成 20 年度から 27 年度まで中心市街地区域内で合計 1,293 戸のマンションが整備されており、平均すると 1 年間に約 160 戸となる。28 年度以降は鈍化すると考えられるが、シティプロモーション事業として子育て世代にターゲットにしたパンフレット作成やホームページの開設などの「住みたいまち伊丹」事業の充実や、さらなるまちなみ景観整備促進事業、不動産業との連携を実施する。

また、各種イベント開催による、まちのイメージアップや総合戦略「結婚・出産・子育ての希望をかなえる施策」「特色ある教育施策」との連携を図っていくことにより、年平均 80 戸の住宅供給を目指し、これによる居住人口の増加分を見込む。

$$\bullet \quad 3.3 \text{ 人} \times 119 \text{ 戸} + 3.3 \text{ 人} \times 80 \text{ 戸} \times 4 \text{ 年} \doteq 1,450 \text{ 人}$$

イ. 保育施設整備等による居住人口増

やわらぎ保育園が定員 60 名、イタミ・サン保育園が定員 19 名の開設取組みにより約 80 名(80 世帯)の児童の家族転入による居住人口増を見込む。PTA アンケートにより、1 世帯平均 2.26 人の子どもがいることが見受けられる。国土交通省が実施した「居住地域に関する意識調査」で住まいにおいて保育所・幼稚園が充実していることを重視される方の割合 29.9%を用い、合わせて約 100 人の居住人口の増加を見込む。

$$\bullet \quad 4.26 \text{ 人} \times 80 \text{ 世帯} \times 29.9\% \doteq 100 \text{ 人}$$

ウ. 安全・安心のまちづくり等総合的な取組みによる居住人口増

安全・安心見守りカメラ整備事業、ビーコン整備事業、自転車駐車場整備事業、空き店舗リノベーション事業、三世帯同居・近居促進事業、民間賃貸住宅ストック活用事業など総合的な取組みにより、160 人の居住人口増加を見込む。

$$\bullet \quad \text{約 } 160 \text{ 人 (総合的な取組みによる)}$$

以上、アからウを合計した 1,710 人の居住人口増加を目標値として設定する。

$$\bullet \quad 13,928 \text{ 人} + 1,710 \text{ 人} = 15,638 \text{ 人}$$

【令和 3 年 3 月変更時の状況】

令和 2 年度フォローアップでは、目標指標「中心市街地における居住人口」の目標値 15,638 人に対し、最新値 14,416 人の状況であるが、基準値は上回っている。

主要事業「三世帯同居・近居促進事業」に代わる以下の事業を追加することで、目標指標「中心市街地における居住人口」の達成を目指す。

・(仮称) 空き家活用支援事業(事業内容: 市内の空き家等を活用する子育て世帯等に改修費の一部を補助することで、本市への移住・定住を促進するとともに空き家の解消に向けて取り組む。)

なお、計画の終期は当初設定していた令和 2 年度(令和 3 年 3 月)から令和 3 年度(令和 4 年 3 月)へ変更されたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとする。

その理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、シティプロモーション事業等の目標達成に資する事業の進捗に支障が生じているが、このことを受け、令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による各種事業において感染症対策の基盤を整備し、令和 3 年度にも引き続き、「新しい生活様式」等に対応しながら、目標達成に資する事業を推進していくためである。

向調査より) を用い、119 戸と掛け合わせた約 390 人の増加を見込む。

また、平成 20 年度から 27 年度まで中心市街地区域内で合計 1,293 戸のマンションが整備されており、平均すると 1 年間に約 160 戸となる。28 年度以降は鈍化すると考えられるが、シティプロモーション事業として子育て世代にターゲットにしたパンフレット作成やホームページの開設などの「住みたいまち伊丹」事業の充実や、さらなるまちなみ景観整備促進事業、不動産業との連携を実施する。

また、各種イベント開催による、まちのイメージアップや総合戦略「結婚・出産・子育ての希望をかなえる施策」「特色ある教育施策」との連携を図っていくことにより、年平均 80 戸の住宅供給を目指し、これによる居住人口の増加分を見込む。

$$\bullet \quad 3.3 \text{ 人} \times 119 \text{ 戸} + 3.3 \text{ 人} \times 80 \text{ 戸} \times 4 \text{ 年} \doteq 1,450 \text{ 人}$$

イ. 保育施設整備等による居住人口増

(仮称) やわらぎ保育園が定員 60 名、(仮称) 伊丹・サン保育園が定員 19 名の開設取組みにより約 80 名(80 世帯)の児童の家族転入による居住人口増を見込む。PTA アンケートにより、1 世帯平均 2.26 人の子どもがいることが見受けられる。国土交通省が実施した「居住地域に関する意識調査」で住まいにおいて保育所・幼稚園が充実していることを重視される方の割合 29.9%を用い、合わせて約 100 人の居住人口の増加を見込む。

$$\bullet \quad 4.26 \text{ 人} \times 80 \text{ 世帯} \times 29.9\% \doteq 100 \text{ 人}$$

ウ. 安全・安心のまちづくり等総合的な取組みによる居住人口増

安全・安心見守りカメラ整備事業、ビーコン整備事業、自転車駐車場整備事業、空き店舗リノベーション事業、三世帯同居・近居促進事業、民間賃貸住宅ストック活用事業など総合的な取組みにより、160 人の居住人口増加を見込む。

$$\bullet \quad \text{約 } 160 \text{ 人 (総合的な取組みによる)}$$

以上、アからウを合計した 1,710 人の居住人口増加を目標値として設定する。

$$\bullet \quad 13,928 \text{ 人} + 1,710 \text{ 人} = 15,638 \text{ 人}$$

新規追加

[4] フォローアップの時期及び方法 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] ~ [2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 自転車駐車場整備事業	伊丹市	円滑な通行空間の確保のため、その障害の一因となる放置自転車の一掃や買い物客など来訪者の利便性の向上を図るため、自転車駐車場の整備を行い、歩行者優先空間の道路を再構築し、来街機会の増加を図る。 これは中心市街地活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・中心市街地再活性化特別対策事業	
【内容】 駐輪施設の整備			【実施時期】 平成 28 年度～ <u>令和 3 年度</u>	
【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 29 年度				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 市道中央天津線他電線共同溝整備事業	伊丹市	景観・バリアフリー・防災の観点から、電線類を地中化し、ひと中心の安心・安全・快適な歩行空間と自転車通行空間の創出を行い、街並み景観と商業機能と連携したグレードの高い多様な都市空間の魅力を創出する。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・防災・安全交付金(道路事業)	
【内容】 電線類地中化 (L=590m W=10m)			【実施時期】 平成 29 年度～ <u>令和 元年度</u>	
【実施時期】 平成 29 年度～ <u>令和 3 年度</u>				
【事業名】 <u>公共下水道改築事業</u>	伊丹市	<u>中心市街地内の公共下水道は経年劣化が著しいことから、改築工事による管渠の長寿命化を図ることで、道路陥没の未然防止や排水能力の改善を行い、都市基盤の充実と安全・安心なまちづくりを推進する。</u> <u>これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【支援措置】 ・ <u>防災・安全交付金(下水道事業)</u>	
【内容】 <u>老朽管の改築工事</u>			【実施時期】 平成 28 年度～ <u>令和 3 年度</u>	
【実施時期】 平成 28 年度～ <u>令和 3 年度</u>				

[4] フォローアップの時期及び方法 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] ~ [2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 自転車駐車場整備事業	伊丹市	円滑な通行空間の確保のため、その障害の一因となる放置自転車の一掃や買い物客など来訪者の利便性の向上を図るため、自転車駐車場の整備を行い、歩行者優先空間の道路を再構築し、来街機会の増加を図る。 これは中心市街地活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・中心市街地再活性化特別対策事業	
【内容】 駐輪施設の整備			【実施時期】 平成 28 年度～ <u>平成 32 年度</u>	
【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 29 年度				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 市道中央天津線他電線共同溝整備事業	伊丹市	景観・バリアフリー・防災の観点から、電線類を地中化し、ひと中心の安心・安全・快適な歩行空間と自転車通行空間の創出を行い、街並み景観と商業機能と連携したグレードの高い多様な都市空間の魅力を創出する。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・防災・安全交付金(道路事業)	
【内容】 電線類地中化 (L=590m W=10m)			【実施時期】 平成 29 年度～ <u>平成 32 年度</u>	
【実施時期】 平成 29 年度～ <u>平成 32 年度</u>				
【事業名】 <u>污水管渠長寿命化事業</u>	伊丹市	<u>中心市街地内の公共下水道(污水管)は経年劣化が著しいことから、ライニング工法等による管更生を実施し、污水管渠の長寿命化を実施することで、漏水等による道路陥没の未然防止や円滑な污水排水を行い、都市基盤の充実と安全・安心なまちづくりを推進する。</u> <u>これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【支援措置】 ・ <u>防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)</u>	
【内容】 <u>污水管更生事業</u> <u>L=2,500</u>			【実施時期】 平成 28 年度～ <u>平成 32 年度</u>	
【実施時期】 平成 28 年度～ <u>平成 32 年度</u>				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 観光 Wi-Fi 整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>市道中央天津線他電線共同溝整備事業（再掲）</u>	伊丹市	<u>景観・バリアフリー・防災の観点から、電線類を地中化し、ひと中心の安心・安全・快適な歩行空間と自転車通行空間の創出を行い、街並み景観と商業機能と連携したグレードの高い多様な都市空間の魅力を創出する。</u> <u>これは中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【支援措置】 無電柱化推進計画事業補助	
【内容】 電線類地中化 (L=590m W=10m)			【実施時期】 令和2年度～ 令和3年度	
【実施時期】 平成29年度～ 令和3年度				

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] ~ [2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 図書館交流事業	伊丹市	前計画により中心市街地に移転整備された新図書館（ことば蔵）は貸出サービスだけでなく、交流ゾーンを設けて事業を実施しており、文部科学大臣が表彰する「子どもの読書活動優秀実践図書館」に選ばれた。 今後も「英語で子育て交流会」や「子ども作文教室」など子育て世代も対象にした事業を中心に展開していくとともに周辺施設とも連携し、回遊性の向上を図る。 これは、中心市街地の活性化に寄与する事業である。	【支援措置】 ・中心市街地活性化ソフト事業	区域内
【内容】 市民、図書館職員による交流事業			【実施時期】 平成28年4月～ 令和4年3月	
【実施時期】 平成24年度～				

(2) ②～(3) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 観光 Wi-Fi 整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新規追加				

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] ~ [2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 図書館交流事業	伊丹市	前計画により中心市街地に移転整備された新図書館（ことば蔵）は貸出サービスだけでなく、交流ゾーンを設けて事業を実施しており、文部科学大臣が表彰する「子どもの読書活動優秀実践図書館」に選ばれた。 今後も「英語で子育て交流会」や「子ども作文教室」など子育て世代も対象にした事業を中心に展開していくとともに周辺施設とも連携し、回遊性の向上を図る。 これは、中心市街地の活性化に寄与する事業である。	【支援措置】 ・中心市街地活性化ソフト事業	
【内容】 市民、図書館職員による交流事業			【実施時期】 平成28年度～ 平成32年度	
【実施時期】 平成24年度～				

(2) ②～(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 <u>やわらぎ保育園開設（認可保育事業）</u>	民間事業者	市内の待機児童の解消を図るとともに、JR 伊丹駅周辺において認可保育事業を実施し、通勤する人の利便性に寄与することで、近隣集客拠点、まちなか居住を推進し、商業機能の底上げを図ることが出来るなど中心市街地の活性化に必要な事業である。		保育所等整備交付金・平成 27 年度
【内容】 認可保育所の設置				
【実施時期】 平成 28 年度				
【事業名】 <u>イタミ・サン保育園開設（小規模保育事業）</u>	民間事業者	市内の待機児童の解消を図るとともに、阪急伊丹駅周辺において小規模保育事業を実施し、子育て層のまちなか居住を推進するなど中心市街地の活性化に必要な事業である。		保育対策総合支援事業費補助金・平成 27 年度
【内容】 小規模保育事業の実施				
【実施時期】 平成 28 年度				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] ~ [2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 分譲マンション管理セミナー事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>(仮称) 空き家活用支援事業</u>	<u>伊丹市</u>	<u>市内の空き家等を活用する子育て世帯等に改修費の一部を補助することで、本市への移住・定住を促進するとともに空き家の解消に向けて取り組む事業として、目標3「もてなし心のある、</u>	<u>【支援措置】・社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業）</u>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 <u>(仮称) やわらぎ保育園開設（認可保育事業）</u>	民間事業者	市内の待機児童の解消を図るとともに、JR 伊丹駅周辺において認可保育事業を実施し、通勤する人の利便性に寄与することで、近隣集客拠点、まちなか居住を推進し、商業機能の底上げを図ることが出来るなど中心市街地の活性化に必要な事業である。		保育所等整備交付金・平成 27 年度
【内容】 認可保育所の設置				
【実施時期】 平成 28 年度				
【事業名】 <u>(仮称) 伊丹・サン保育園開設（小規模保育事業）</u>	民間事業者	市内の待機児童の解消を図るとともに、阪急伊丹駅周辺において小規模保育事業を実施し、子育て層のまちなか居住を推進するなど中心市街地の活性化に必要な事業である。		保育対策総合支援事業費補助金・平成 27 年度
【内容】 小規模保育事業の実施				
【実施時期】 平成 28 年度				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] ~ [2] (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 分譲マンション管理セミナー事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>新規追加</u>				

【内容】 市内への転入者に対して一定期間空き家となっている中古住宅の改修費用を補助する事業		住みたい郷町(まちなか)に資する事業に位置づけられる。 中心市街地の居住地人口及び2軸における歩行者・自転車通行量の増加が見込まれることから、これは中心市街地の活性化に必要な事業である。	【実施時期】 令和3年度～	
【実施時期】 令和3年度～				

(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 西台3丁目分譲マンション建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 三世代同居・近居促進事業	伊丹市	三世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立を防ぐとともに「親・子・孫の絆」の再生を図ることを目的として、子世帯の転入を促し都市力を増進させる。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【内容】 三世代家族の形成促進事業				
【実施時期】 平成28年度～ 令和2年度				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 空き店舗出店促進事業	伊丹市	増加傾向にある空き店舗を食い止めるため、商店街で空き店舗を使って新たに開業する方に一定期間の家賃等の補助をする	【支援措置】 ・中心市街地活性化ソフト事業	区域内

				【実施時期】 令和3年度～

(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 西台3丁目分譲マンション建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 三世代同居・近居促進事業	伊丹市	三世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立を防ぐとともに「親・子・孫の絆」の再生を図ることを目的として、子世帯の転入を促し都市力を増進させる。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【内容】 三世代家族の形成促進事業				
【実施時期】 平成28年度～				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 空き店舗出店促進事業	伊丹市	増加傾向にある空き店舗を食い止めるため、商店街で空き店舗を使って新たに開業する方に一定期間の家賃等の補助をする	【支援措置】 ・中心市街地活性化ソフト事業	

<p>【内容】 商店街等の空き店舗・空地の新規出店に対する支援</p>		<p>など、魅力ある商業集積を図る。 また、新たな空き店舗や空き地での出店の際の支援を行う。 また、景観指定地区に関しては店舗の高さ、色彩など景観に配慮した落ち着いたまちなみ形成を図る。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。 <u>※なお、令和3年度は、新たな店舗の申請は受け付けない。</u></p>	<p>【実施時期】 <u>平成28年4月～令和4年3月</u></p>			<p>【内容】 商店街等の空き店舗・空地の新規出店に対する支援</p>		<p>など、魅力ある商業集積を図る。 また、新たな空き店舗や空き地での出店の際の支援を行う。 また、景観指定地区に関しては店舗の高さ、色彩など景観に配慮した落ち着いたまちなみ形成を図る。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【実施時期】 <u>平成28年度～平成32年度</u></p>					
<p>【実施時期】 平成28年度～<u>令和3年度</u></p>						<p>【事業名】 <u>（仮称）創業支援補助事業</u></p>	伊丹市	<p>中心市街地をはじめ、市内で新たに創業する者に対し、予算の範囲内において、新たに構えた事務所、コワーキングスペースを含む店舗等の賃借料の一部を補助し、創業者の負担を軽減することで、創業を促進し、本市産業の振興及び雇用の創出を図る事業として、目標2「まちの魅力を高め、訪れたい郷町（まち）なか」に資する事業に位置づけられる。 <u>中心市街地の空き店舗数減少につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u></p>	<p>【支援措置】 ・中心市街地活性化ソフト事業</p>	区域内				
<p>【内容】 中心市街地をはじめ、市内における新規創業に対する支援</p>			<p>【実施時期】 <u>令和3年4月～令和4年3月</u></p>			<p>新規追加</p>								
<p>【実施時期】 <u>令和3年度～</u></p>														
<p>【事業名】 <u>コワーキングスペース開設支援事業</u></p>	伊丹市	<p>中心市街地をはじめ、市内でコワーキングスペースを新たに開設する事業者等に対して建物改修費等の経費の一部を支援し、起業しやすい環境づくりを整備することで、創業を促進し、本市産業の振興及び雇用の創出を図り、テレワークの導入等多様な働き方の推進を図る事業として、目標2「まちの魅力を高め、訪れたい郷町（まち）なか」に資する事業に位置づけられる。 <u>中心市街地の空き店舗数減少につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u></p>	<p>【支援措置】 ・中心市街地活性化ソフト事業</p>	区域内		<p>新規追加</p>								
<p>【内容】 中心市街地をはじめ、市内におけるコワーキングスペースの新規開設に対する支援</p>			<p>【実施時期】 <u>令和3年4月～令和4年3月</u></p>											
<p>【実施時期】 <u>令和2年度～令和3年度</u></p>														
<p>【事業名】 <u>商店街再編事業</u></p>	伊丹市	<p>中心市街地内の、兵庫県のまちなか再生計画に基づく再編対象店舗の移転、開業に伴う経費</p>	<p>【支援措置】 ・中心市街地活性化ソフト事業</p>	区域内		<p>新規追加</p>								

【実施時期】 昭和 56 年度～		これは中心市街地活性化のために必要な事業である。		
【事業名】 まちなか大規模イベントの開催・拡充	民間、伊丹市	中心市街地では、現在、春・秋の宮前まつり、夏のふれあい夏まつり・愛染まつり、冬の蔵まつりなど四季おりおりに大規模なイベントが開催されており、このイベントを他のイベントと合同で実施し、中心市街地のにぎわいへと繋げるため、更なる入込数の増加を図る。	【支援措置】 ・中心市街地活性化ソフト事業	区域内
【内容】 四季おりおりの大規模イベントの開催			【実施時期】 <u>平成 28 年 4 月</u> <u>～令和 4 年 3 月</u>	
【実施時期】 平成 10 年度～		これは中心市街地活性化のために必要な事業である。		
【事業名】 自転車駐車場整備事業 <u>(再掲)</u>	伊丹市	円滑な通行空間の確保のため、その障害の一因となる放置自転車の一掃や買い物客など来訪者の利便性の向上を図るため、自転車駐車場の整備を行い、歩行者優先空間の道路を再構築し、来街機会の増加を図る。これは中心市街地活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・中心市街地再活性化特別対策事業	
【内容】 駐輪施設の整備			【実施時期】 平成 28 年度～ <u>令和 3 年度</u>	
【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 29 年度				
【事業名】 地域通貨による活性化事業	伊丹市、(株)まいふれ with you 他	中心市街地の駐輪対策を起点とした地域通貨制度を創設し、自転車駐車場利用者をはじめ、市民、市内事業者や市内来訪者に対し、市内限定で流通するポイントを発行し、そのポイントによる地域内経済循環を実施することにより、放置自転車の減少と地域経済の活性化の両立を図ることを目的とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・中心市街地活性化ソフト事業	区域外
【内容】 地域通貨を活用した商業の活性化			【実施時期】 <u>平成 30 年 4 月</u> <u>～令和 4 年 3 月</u>	
【実施時期】 平成 27 年度～				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【実施時期】 昭和 56 年度～		これは中心市街地活性化のために必要な事業である。		
【事業名】 まちなか大規模イベントの開催・拡充	民間、伊丹市	中心市街地では、現在、春・秋の宮前まつり、夏のふれあい夏まつり・愛染まつり、冬の蔵まつりなど四季おりおりに大規模なイベントが開催されており、このイベントを他のイベントと合同で実施し、中心市街地のにぎわいへと繋げるため、更なる入込数の増加を図る。	【支援措置】 ・中心市街地活性化ソフト事業	
【内容】 四季おりおりの大規模イベントの開催			【実施時期】 <u>平成 28 年度～</u> <u>平成 32 年度</u>	
【実施時期】 平成 10 年度～		これは中心市街地活性化のために必要な事業である。		
【事業名】 自転車駐車場整備事業	伊丹市	円滑な通行空間の確保のため、その障害の一因となる放置自転車の一掃や買い物客など来訪者の利便性の向上を図るため、自転車駐車場の整備を行い、歩行者優先空間の道路を再構築し、来街機会の増加を図る。これは中心市街地活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・中心市街地再活性化特別対策事業	
【内容】 駐輪施設の整備			【実施時期】 平成 28 年度～ <u>平成 32 年度</u>	
【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 29 年度				
【事業名】 地域通貨による活性化事業	伊丹市、(株)まいふれ with you 他	中心市街地の駐輪対策を起点とした地域通貨制度を創設し、自転車駐車場利用者をはじめ、市民、市内事業者や市内来訪者に対し、市内限定で流通するポイントを発行し、そのポイントによる地域内経済循環を実施することにより、放置自転車の減少と地域経済の活性化の両立を図ることを目的とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・中心市街地活性化ソフト事業	
【内容】 地域通貨を活用した商業の活性化			【実施時期】 <u>平成 30 年度～</u> <u>平成 32 年度</u>	
【実施時期】 平成 27 年度～				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
削除					【事業名】 空き店舗リノベーション事業	伊丹まち未来㈱、 民間事業者など	空き店舗や空きフロアとして有効活用されていない低未利用部分を改修し、集客力の高い飲食店や小売店舗の再誘致を進めるとともに、店舗以外の活用も鑑み、サードプレイスの創出や来街者の回遊性を向上し、商業集積と中心市街地の魅力向上による交流人口の増加を推進する。これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業	
					【内容】 空き店舗テナントミックス、施設外観の改修			【実施時期】 平成 31 年度～	
					【実施時期】 平成 28 年度～				
【事業名】 商業活性化アドバイザー派遣事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 商業活性化アドバイザー派遣事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
削除					【事業名】 まちなかの魅力発掘・創造支援事業	伊丹まち未来㈱	「商店街を中心としたまちなか生活の充実」や「20代～40代の定住人口の増加」目標を達成するため、商業やまちづくり等の専門的知識を有するタウンマネージャーを設置し、総合的なまちづくりのコーディネートの実現を図る。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業	
					【内容】 専門的知識を有するタウンマネージャーの設置			【実施時期】 平成 31 年度～	
					【実施時期】 平成 29 年度～				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 空き店舗リノベーション事業	伊丹まち未来(株)、 民間事業者など	空き店舗や空きフロアとして有効活用されていない低未利用部分を改修し、集客力の高い飲食店や小売店舗の再誘致を進めるとともに、店舗以外の活用も鑑み、サードプレイスの創出や来街者の回遊性を向上し、商業集積と中心市街地の魅力向上による交流人口の増加を推進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・地域まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） 【実施時期】 平成 30 年度	
【内容】 空き店舗テナントミックス、施設外観の改修				
【実施時期】 平成 28 年度～				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 後継者人材マッチング事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 チャレンジショップの開催	伊丹市中心市街地活性化協議会など	中心市街地の商店街などの空き店舗、空きスペースなどを利用して、起業を考えている方等に情報提供し、安い家賃で一定期間を決めて試験的に貸し出すことにより、空き店舗対策を図り、商業のにぎわいを創出する。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【内容】 空き店舗等でのチャレンジショップ開催				
【実施時期】 令和 3 年度～				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 シティプロモーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 空き店舗リノベーション事業 ※再掲	伊丹まち未来(株)、 民間事業者など	空き店舗や空きフロアとして有効活用されていない低未利用部分を改修し、集客力の高い飲食店や小売店舗の再誘致を進めるとともに、店舗以外の活用も鑑み、サードプレイスの創出や来街者の回遊性を向上し、商業集積と中心市街地の魅力向上による交流人口の増加を推進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・地域まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） 【実施時期】 平成 30 年度	
【内容】 空き店舗テナントミックス、施設外観の改修			【支援措置】 ・商店街活性化・観光消費創出事業 【実施時期】 平成 31 年度～	
【実施時期】 平成 28 年度～				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 後継者人材マッチング事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 チャレンジショップの開催	伊丹市中心市街地活性化協議会など	中心市街地の商店街などの空き店舗、空きスペースなどを利用して、起業を考えている方等に情報提供し、安い家賃で一定期間を決めて試験的に貸し出すことにより、空き店舗対策を図り、商業のにぎわいを創出する。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・市補助事業	
【内容】 空き店舗等でのチャレンジショップ開催			【実施時期】 平成 28 年度～	
【実施時期】 平成 20 年度～				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 シティプロモーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【事業名】 <u>(仮称) 空き店舗情報バンク・マッチング事業</u>	伊丹市、伊丹市中心市街地活性化協議会、商工会議所、民間事業者など	<u>中心市街地内の空店舗情報を一元化し、出店を検討している者に空き店舗情報や制度情報を提供することにより、商店街等への出店を促す事業として、目標2「まちの魅力を高め、訪れたい郷町(まち)なか」に資する事業に位置づけられる。</u> <u>中心市街地の空き店舗数減少につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>			
【内容】 <u>中心市街地内の空き店舗情報を所有者や不動産業界の協力を得て一元化、新規出店希望者に向けて情報発信する事業</u>					
【実施時期】 <u>令和3年度～</u>					

<u>新規追加</u>					

8. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は別紙参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2]

(1) 構成員

役職	所属	根拠法令 (中心市街地の活性化に関する法律)
会長	<u>伊丹商工会議所会頭</u>	法第15条第1項2号関係
(略)	(略)	(略)

(2) 会議開催状況

開催日	内容
(略)	(略)
平成31年2月12日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について フォローアップについて 中心市街地活性化基本計画の変更について
<u>令和元年6月3日</u>	<u>中心市街地活性化基本計画進捗状況について</u> <u>平成30年度フォローアップについて</u>
<u>令和2年2月10日</u>	<u>中心市街地基本計画進捗状況について</u>
<u>令和2年6月8日</u> (書面開催)	<u>中心市街地活性化基本計画進捗状況について</u> <u>令和元年度フォローアップについて</u>
<u>令和2年11月12日</u>	<u>中心市街地活性化基本計画の延長について</u>

(3)～(4) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

8. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は別紙参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2]

(1) 構成員

役職	所属	根拠法令 (中心市街地の活性化に関する法律)
会長	<u>伊丹商工会議所副会頭</u>	法第15条第1項2号関係
(略)	(略)	(略)

(2) 会議開催状況

開催日	内容
(略)	(略)
平成31年2月12日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について フォローアップについて 中心市街地活性化基本計画の変更について
<u>新規追加</u>	
<u>新規追加</u>	
<u>新規追加</u>	
<u>新規追加</u>	

(3)～(4) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

以下の上位計画に基づき、中心市街地における都市機能集積が促進されている。

(1) ～ (2) 略

(3) 伊丹市産業振興ビジョン（平成 28 年度～令和 2 年度）における位置づけ

伊丹市産業振興ビジョンでは主要施策として「魅力ある商業の振興 II. 商店街活性化事業の振興」の中で重要施策に位置づけている。

(4) 略

[2] ～ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に係る事業については次の通りである。

(1) 略

(2) 都市福祉施設を整備する事業

- ・図書館交流事業
- ・やわらぎ保育園開設事業
- ・イタミ・サン保育園開設事業

(3) 商業の活性化のための事業

- ・空き店舗出店促進事業
- ・(仮称) 創業支援補助事業
- ・コワーキングスペース開設支援事業
- ・(仮称) 空き店舗情報バンク・マッチング事業
- ・商店街再編事業
- ・空き店舗リノベーション事業
- ・商店街等活性化補助事業

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 略

[2] 都市計画等との調和

(1) ～ (2) 略

(3) 伊丹市産業振興ビジョン（平成 28 年度～令和 2 年度）における位置づけ [再掲]

伊丹市産業振興ビジョンでは主要施策として「魅力ある商業の振興 II. 商店街活性化事業の振興」の中で重要施策に位置づけている。

(4) 伊丹創生総合戦略における位置づけ [再掲]

略

1 2. 略

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

以下の上位計画に基づき、中心市街地における都市機能集積が促進されている。

(1) ～ (2) 略

(3) 伊丹市産業振興ビジョン（平成 28 年度～32 年度）における位置づけ

伊丹市産業振興ビジョンでは主要施策として「魅力ある商業の振興 II. 商店街活性化事業の振興」の中で重要施策に位置づけている。

(4) 略

[2] ～ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に係る事業については次の通りである。

(1) 略

(2) 都市福祉施設を整備する事業

- ・図書館交流事業
- ・(仮称) やわらぎ保育園開設事業
- ・(仮称) 伊丹・サン保育園開設事業

(3) 商業の活性化のための事業

- ・空き店舗出店促進事業
- ・新規追加
- ・新規追加
- ・新規追加
- ・新規追加
- ・空き店舗リノベーション事業
- ・商店街等活性化補助事業

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 略

[2] 都市計画等との調和

(1) ～ (2) 略

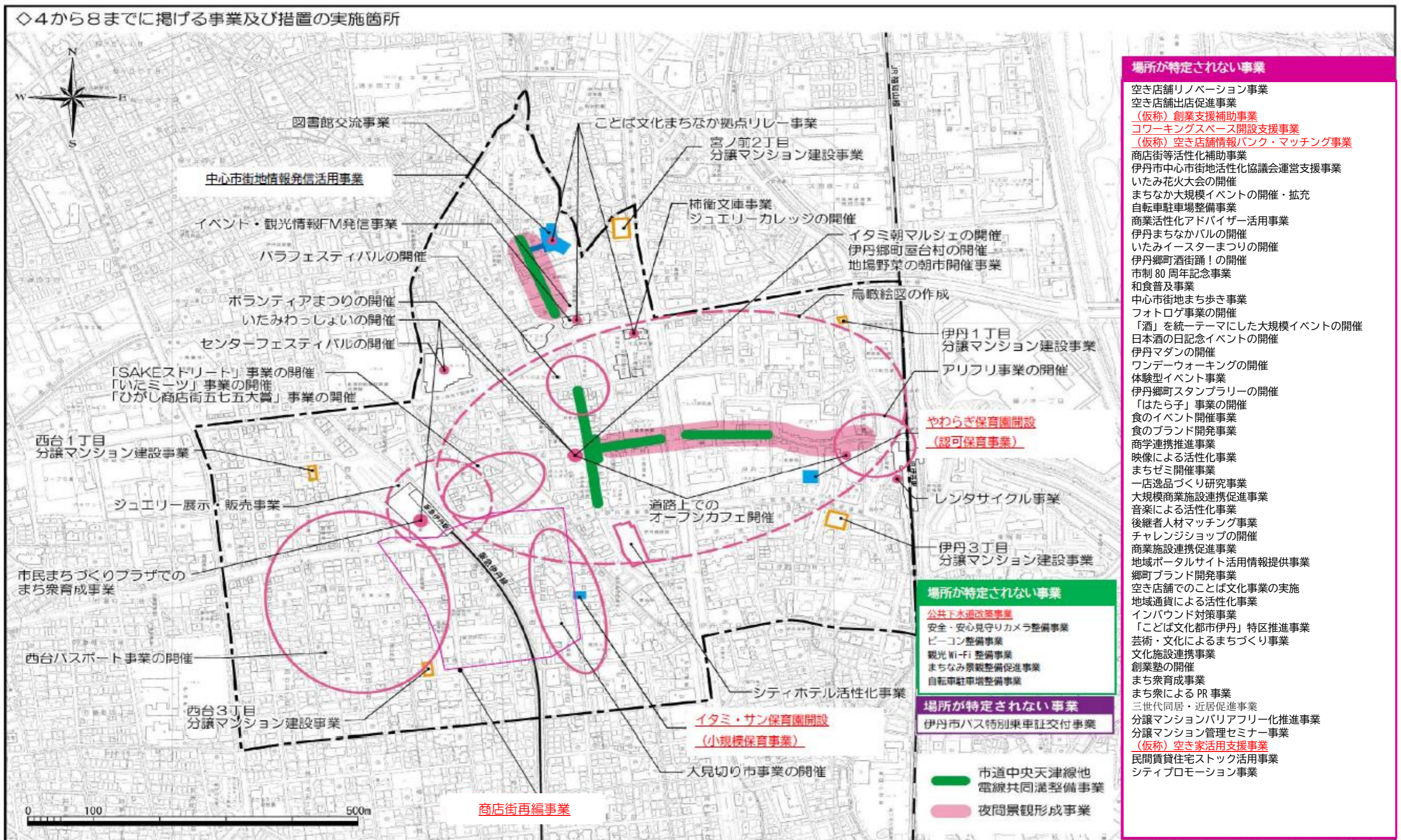
(3) 伊丹市産業振興ビジョン（平成 28 年度～32 年度）における位置づけ [再掲]

伊丹市産業振興ビジョンでは主要施策として「魅力ある商業の振興 II. 商店街活性化事業の振興」の中で重要施策に位置づけている。

(4) 伊丹創生総合戦略における位置づけ [再掲]

略

1 2. 略



◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

